

令和 4 年 生坂村議会

第 2 回 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 6 月 13 日 開会

令和 4 年 6 月 21 日 閉会

生 坂 村 議 会

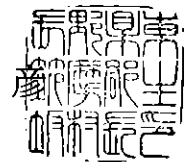


告示第14号

令和4年第2回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月1日

生坂村長 藤 澤 泰



記

1. 期 日 令和4年6月13日

2. 場 所 生坂村議会議場

令和4年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

1日目

○報告5件

- ・専決処分の承認を求めることについて
（生坂村税条例の一部を改正する条例）
- ・専決処分の承認を求めることについて
（生坂村国民健康税条例の一部を改正する条例）
- ・専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度生坂村一般会計補正予算（第8号））
- ・令和3年度生坂村一般会計繰越明許費について
- ・令和3年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について

○事件案1件

- ・村道路線の認定について

○条例案1件

- ・生坂村税条例等の一部を改正する条例案

○補正予算案3件

- ・令和4年度 生坂村一般会計補正予算（第1号）
- ・令和4年度 生坂 村営バス特別会計補正予算（第1号）
- ・令和4年度 生坂村簡易水道特別会計補正予算（第1号）

- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・請願・陳情について
- ・請願・陳情等の委員会付託
- ・散会

・開会	4 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	6 P
・事件案の朗読説明	11 P
・条例案の朗読説明	11 P
・予算案の朗読説明	11 P
・総括質疑	12 P
・議案の委員会付託	13 P
・請願・陳情、委員会付託	13 P
・散会	14 P

令和4年第2回 生坂村議会定例会

令和4年6月13日 午前10時 開議

議 事 日 程

【 1日目 】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報 告 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (生坂村税条例の一部を改正する条例)	質疑 討論 採決
4	報 告 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
5	報 告 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度生坂村一般会計補正予算【第8号】)	
6	報 告 第 4 号	令和3年度生坂村一般会計繰越明許費について	
7	報 告 第 5 号	令和3年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について	
8	議案第29号	村道路線の認定について	総務建経 常任委員会
9	議案第30号	生坂村税条例等の一部を改正する条例案	社会文教 常任委員会
10	議案第31号	令和4年度生坂村一般会計補正予算【第1号】	関係部分 委員会付託
11	議案第32号	令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算 【第1号】	総務建経 常任委員会
12	議案第33号	令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算 【第1号】	
13		総括質疑	
14		議案の委員会付託	
15		請願・陳情等について	
16		請願・陳情等の委員会付託	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 望 月 一 将 君
3番 藤 原 良 司 君
5番 太 田 譲 君
7番 平 田 勝 章 君

2番 藤 澤 幸 恵 君
4番 望 月 典 子 君
6番 宇 引 文 威 君
8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	中 山 茂 也 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	住 民 課 長	真 島 弘 光 君
教 育 長	上 條 貴 春 君	健康福祉課長	松 沢 昌 志 君
総 務 課 長	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長	藤 澤 保 君	書 記	坂 爪 浩 之 君
--------	---------	-----	-----------

◎村民憲章唱和（午前１０時００分）

○議長（太田譲君） 起立。礼。おはようございます。

村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村 村民は誇りと責任を持って、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ、郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」

6番、字引議員の後にご唱和をお願いいたします。

○6番（字引文威） 朗読。

○議長（太田譲君） 着席。

開会 午前１０時００分

◎開会及び会議の先生

○議長（太田譲君） これより、令和４年第２回生坂村議会定例会を開会します。

本日の会議に先立ち申し上げます。

6月定例会はクールビズで行います。暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等感染予防のため、マスクの着用と、適宜休憩を取り、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、発言者においては、飛散防止をしてありますので、マスクを外して発言をすることを認めます。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（太田譲君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長（太田譲君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。

委員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり議員を派遣しましたのでご報告します。

次に、監査委員から、令和４年４月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室におきましたのでご覧ください。

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、藤澤議員、3番、藤原議員を指名します。

◎会期の決定

○議長(太田譲君) 日程2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの9日間にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月21日までの9日間に決定しました。

◎提出議案の報告

ご報告します。本定例会に提出されている案件は、

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(生坂村税条例の一部を改正する条例。)

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例。)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度戦嘉村一般会計補正予算
(第8号))

報告第4号 令和3年度生坂村一般会計繰越明許費について

報告第5号 令和3年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について

議案第29号 村道路線の認定について、

議案第30号 生坂村税条例等の一部を改正する条例案

議案第31号 令和4年度生坂村一般会計補正予算(第1号)

議案第32号 令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算(第1号)

議案第33号 令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第1号)

の報告5件、事件案1件、条例案1件、令和4年度補正予算案3件の計10件です。

◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より提案理由の説明並びに挨拶を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さんおはようございます。

それでは令和4年第2回生坂村議会6月定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今年は例年より早く梅雨入りし、そのころから雨降りの日が多く、土砂災害、河川の浸水等が心配な季節となりました。

議員各位におかれましては、何かとご繁忙の折、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は村政運営に対しまして、ご指導ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げます次第でございます。

さて、先月25日午後に変な大きな雹が降り、草尾上野ぶどう畑の露地物ぶどうを中心に甚大な被害に遭いました。

被災された農家の皆さんには、心からお見舞いを申し上げますとともに、行政としましては、松本農業農村支援センター、JA 松本ハイランドなどと連携をとりながら、しっかりとしたご支援と対策を講じてまいる所存でございます。

このように当村でも今まで経験をしたことのない天候は、昨今の気候変動がもたらすものであり、その原因となっているものは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出であります。

我々は、未来を担う子供たちが安心して暮らせる、持続可能な社会をつくるためにカーボンニュートラル、脱炭素社会をめざさなければなりません。

そこで、2050年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指すため、今週16日朝9時から、生坂村創造の森プロジェクトを進めています。

雲根地区において生坂村ゼロカーボンシティ宣言をさせていただきます。

その後、松本山雅 FC より稲福拓選手にお越しいただいて、「スマイル山雅農業プロジェクト」として、青大豆「あやみどり」の種蒔き会を議員各位、地元の皆さん、生坂保育園の年長さんなどに参加していただき、開催する予定でございます。

次に新型コロナウイルスワクチン接種の状況につきましては、3回目の接種終了者が当村の対象者全員のうち1,285名、77.4%となっております。

そして、4回目の接種の対象者の60歳以上の方は、3回目の接種から5ヶ月が経過します7月8日から順次接種を行うように進めているところでございます。

既に6月1日から専用電話にて受け付けを行っておりますので、対象の方はご連絡をお願いいたします。

そして、今年度の村政懇談会も新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、先月18日に、村民会館講堂において、午後2時からと午後7時からの2回開催させていただき、ウェブ会議システムの Zoom でも参加をしていただきました。

Zoom で参加された若い方もおいでになり、昨年度の懇談会方法に加え、各公民館とも Web で繋ぎましたので、昨年度より参加者が多く、今後も今回のように、様々な形式による村政懇談会を開催することと、音声関係で反省点がありましたので、その点を改善しながら、参加しやすい村政懇談会にしたいと考える次第でございます。

今回の村政懇談会で頂戴しましたご意見、ご提言は対応できる案件に対しましては、早速実施をしました事柄、調査などをして、ご回答申し上げました事柄があり、その他の案件につきましても、担当部署や各会議で検討を進めております。

今後も、村民の皆さんのご意見ご要望等の把握に努めるため、村民の皆さんから負託をいただいた委員各位および区長会などの各種会議や、頼りにされています地区担当職員、地域支援等の生坂大好き隊員からも、村民の皆さんのご意見、ご要望を把握している状況ですので、引き続き村民の皆さんとの対話を重視した村政運営と情報公開の取り組みに努めてまいります。

次に、県の地域発元気づくり支援金を活用して実施します村内申請の8件に対しまして、今年度は4件だけの採択であり、とても残念に感じているところでございまして、今後は早めに支援金活用事業の協議を、松本地域振興局と進めてまいりたいと考えております。

採択いただいた4事業の支援金は764万8,000円でして、総事業費1,003万7,000円により、各種事業を実施し、実施させていただくために、今定例会に係る予算を計上させていただきました。

しかし、今年度もまだ新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通り事業が実施できない可能性がありますので、活動する皆さんと相談しながら事業を実施し、この元気づくり支援金事業によっても、村民の皆さんが、協働による取り組みを行っていただき、地区村の活性化、村民の皆さんの生きがいに結びつき、村内外に生坂村の元気を発信していただきたいと願うところでございます。

また、今年度で最終年度になります山村活性化対策事業につきましては、支援交付金1,000万円を採択していただきました。

生坂村農林水産物生産者組合が事業実施主体として、生坂農業未来創りプロジェクト会議、農業公社、おじさまクラブ、女・人竹子倶楽部など多くの団体のご協力をいただき、道の駅いくさかの郷を核とした地域振興策を図り、女性高齢者等の生きがい対策、農産物等の地域資源の消費拡大や販売促進などを目指すとともに、当村の豊かな自然や風土等の観光資源を生かした事業や情報発信などに取り組んでまいります。

今年度も第6次総合計画を根幹に生坂村づくり計画を実行計画として、生坂村と各地区の活性化や人口減少の抑制を図るなどの生坂創生のため、さらに各政策を進めていかなければなりません。未だ新型コロナウイルス感染症が予断を許さない中、ウィズコロナ、アフターコロナの状況を考慮しながら、多くの課題を解決または方向性を見だしていきたいと考える次第でございます。

それには村民の皆さんが絆を大切に、地区村を守り育てていこうという責任感を共有していただきますとともに、村政運営に対して引き続きのご理解とご協力をお願いしながら、協働による村作りを継続していかねばと考える次第でございます。

どうか議員各位におかれましては、生坂村のために格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは今定例会に提出させていただきました議案は、報告5件、事件案1件、条例案1件、予算案3件の計10件であります。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて、この報告は、生坂村税条例の一部を改正する条例で、関係法令の一部改正の施行により、関係部分の改正を行う条例の専決処分であります。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて、この報告は、生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、関係法令の一部改正の施行により、関係部分の改正を行う条例の専決処分であります。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて、この報告は、令和3年度生坂村一般会計補正予算第8号で規定額に1億1,658万5,000円を追加して、総額を25億3,815万2,000円とする補正予算の専決処分であります。

主な内容は、歳入で地方交付税1億3,679万1,000円を増額し、寄付金2207万9000円を減額しております。

歳出では、総務費で1億1,658万5,000円を増額としております。

報告第4号令和3年度生坂村一般会計繰越明許費について、この報告は、令和3年度生坂村一般会計について、地方自治法第213条の規定により、明許繰越をしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第5号令和3年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費について、この報告は、令和3年度生坂村簡易水道特別会計について、地方自治法第213条の規定により、明許繰越をしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

第29号村道路線の認定について、この議案は、新たに村道東679号線を村道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第30号、生坂村税条例等の一部を改正する条例案、この議案は生坂村税条例等の一部を改正する条例案で、関係法令の改正により、条例の関係部分の改正を行う条例案であります。

議案第31号令和4年度生坂村一般会計補正予算第1号、この予算案は規定額に1億1618万2000円を追加して総額を23億2818万2000円とする補正予算であります。

主な内容は歳入で地方交付税1405万1000円、国庫支出金3486万2000円、県支出金964万8000円と収入1258万1000円、地方債4440万円を増額し、歳出では、各課において、人事異動等による人件費の補正を行い、総務費1878万8000円。

農林水産業費1107万8000円、商工費2046万8000円、土木費4712万2000円を増額する等の内容となっております。

議案第32号令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算第1号、この予算案は規定額に55万2000円を追加して、総額を3555万2000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入では、他会計繰入金を55万2000円増額し、歳出では運行費を55万2000円増額するものであります。

議案第33号令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算第1号この予算案は規定額に1731万1000円を追加して総額を1億8461万1000円とする補正予算であります。

主な内容は歳入では、村債1710万円を増額し、歳出では、建設改良費を1726万4000円増額するものであります。

以上の議案でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

◎報告第1号から報告第5号の上程、朗読説明

○議長(太田譲君) 日程3報告第1号専決処分の承認を求めることについて、生坂村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） （住民課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 日程4報告第2号専決処分の承認を求めることについて、生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 日程5報告第3号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度生坂村一般会計補正予算第8号を議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 日程6報告第4号令和3年度一般会計繰越明許費についてを議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） 日程7、報告第5号令和3年度生坂村簡易水道特別会計繰越明許費についてを議題とします。

担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

○議長（太田譲君） ここで換気のため、休憩をとります。再開は11時とします。

休憩 午前 10時50分

再開 午前 11時00分

◎報告第1号から報告第5号の質疑・討論、採決

○議長（太田譲君） 再開します。

報告第1号から第5号について朗読説明が終わりましたので、質疑、討論に入ります。質疑討論のある方の発言を許します。

初めに質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） 次に討論はありませんか。

○議長（太田譲君） なければ質疑、討論を終結します。

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて、生坂村税条例の一部を改正する条例を、原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって報告第1号は原案の通り承認することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、報告第2号専決処分の承認を求めることについて、生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって報告第2号は原案の通り承認することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、報告第3号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度生坂村一般会計補正予算第8号を、原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、報告第3号は原案の通り承認することに決定しました。

○議長（太田譲君） 日程6、報告第4号令和3年度生坂村一般会計繰越明許費については地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告のため、採決は不要です。

○議長（太田譲君） 日程7、報告第5号令和3年度坂村簡易水道特別会計繰越明許費についても、この報告については、地方自治制度施行令、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告のため、採決は不要です。

◎議案第29号の上程、朗読説明

○議長（太田譲君） 日程8議案第29号村道路線の認定についてを議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。
○議長（太田譲君） 振興課長。
○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

◎議案第30号の上程、朗読説明

○議長（太田譲君） 日程9議案第30号生坂村税条例等の一部を改正する条例案を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（眞島弘光君） 議長。
○議長（太田譲君） 住民課長。
○住民課長（眞島弘光君） （住民課長 朗読説明）

◎議案第31号の上程、朗読説明

○議長（太田譲君） 日程10議案第31号令和4年度生坂村一般会計補正予算第1号を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。
○議長（太田譲君） 総務課長。
○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

○住民課長（眞島弘光君） 議長。
○議長（太田譲君） 住民課長。
○住民課長（眞島弘光君） （住民課長 朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。
○議長（太田譲君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○振興課長（中山茂也君） 議長。

- 議長（太田譲君） 振興課長。
○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）
- 教育次長（山本雅一君） 議長。
○議長（太田譲君） 教育次長。
○教育次長（山本雅一君） （教育次長 朗読説明）
-

◎議案第32号の上程、朗読説明

- 議長（太田譲君） 日程11、議案第32号令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算第1号を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

- 総務課長（藤澤正司君） 議長。
○議長（太田譲君） 総務課長。
○総務課長（藤澤正司君） （総務課長 朗読説明）

- 議長（太田譲君） 日程12議案第33号令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算第1号を議題とします。
担当者の朗読説明を求めます。

- 振興課長（中山茂也君） 議長。
○議長（太田譲君） 振興課長。
○振興課長（中山茂也君） （振興課長 朗読説明）

- 議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。
-

◎議案第29号から議案第33号の総括質疑

- 議長（太田譲君） これより、日程13、総括質疑に入ります。
議案第29号の事件案1件、議案第30号の条例案1件、議案第31号から議案第33号までの令和4年度補正予算案3件、計5件について質疑のある方の発言を許します。
質疑はありませんか。

- 3番（藤原良司君） 議員。
○議長（太田譲君） 藤原議員。
○3番（藤原良司君） 総務課長にお伺いしたいと思います。議案第31号3ページの貸付金収入と5ページの貸付金、こちらは年度内に完了している事業と思われますが、事業名、あるいは貸付先等が分かっていたら教えて下さい。以上です。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） はいお答えをいたしますただいまの歳入とそれから歳出の貸付金の関係かと思いますが、5ページの方でお願いいたします。

貸付金、979万2000円の予算がございますがこれにつきましては、山村活性化事業への貸付金、とそれから宇留賀の水利組合への貸付金がございます、合わせて1125万6000円ほどになります。既定の予算がございますので、その差額が今回の補正の979万2000円ということになっております。以上でございます。

○議長（太田譲君） 他にありませんか。

○議長（太田譲君） 質疑なしと認め、総括質疑を終結します。

◎議案委員会付託

○議長（太田譲君） 次に、日程14、議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。議案第29号の事件案1件、議案第30号の条例案1件、議案第31号から議案第33号までの令和4年度補正予算案3件について、慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。よって、議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎請願・陳情の提出

○議長（太田譲君） 次に日程15請願4第1号。義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願。陳情4第1号女性トイレの維持およびその安心安全の確保について陳情。陳情4第2号国民の祝日海の日を7月20日に固定化する意見の提出を求める陳情。陳情4第3号沖縄を捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情の請願1件。陳情3件を議題としたいと思います。

◎請願陳情の委員会付託

○議長（太田譲君） お諮りします。

ただ今議題となっている日程15の請願1件、陳情の3件の内容は、お手元に配付の通りです。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。

よって、日程15の請願4第1号、陳情4第1号、陳情4第2号、陳情4第3号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、事務局に常任委員会付託案件表を配付いただきますので、しばらくお待ちください。

〔事務局配布〕

◎散会の宣告

○議長(太田譲君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月14日火曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会 午前 11時52分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 4 年 6 月 13 日

議 長

石 田 謙

署名議員

藤 澤 幸 恵

署名議員

藤 原 良 司

令和4年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

2日目（6月14日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 4人
- ・散会

・一般質問.....	3 P
吉澤弘迪議員.....	3 P
字引文威議員.....	11 P
望月典子議員.....	17 P
藤澤幸恵議員.....	22 P
・散会.....	28 P

令和4年第2回 生坂村議会定例会

令和4年6月14日 午前10時 再開

議 事 日 程

【 2 日 目 】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 望 月 一 将 君	2番 藤 澤 幸 恵 君
3番 藤 原 良 司 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 譲 君	6番 宇 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君	書 記 坂 爪 浩 之 君
----------------	---------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) はい。起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより、令和4年第2回生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と、適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、発言者は飛散防止対策として、アクリル板を設置してある場所においては、マスクを外して発言することを許可します。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、4番望月典子議員。

6番宇引議員を指名します。

◎一般質問

○議長(太田譲君) 日程2、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

最初に8番吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 8番吉澤弘迪です。私は山清路遊歩道の設定についてという題目で一般質問を行いたいと思います。

村の観光の名所である山清路は、美しい溪谷美で有名で昭和3年に信州十名勝に当選、昭和12年に県史跡名勝天然記念物に指定され、昭和63年に長野県の自然百選にも選定されている。

下流の平ダムの湛水によって、昔の趣が変わり、湖水風景となったが、新しい山清路橋、旧山清路橋に令和2年12月に完成した山清路橋大橋の三つの橋が加わり、景観に一層のコントラストが生じている。

今回6月定例議会に山清路大橋から南側の新山清路橋に至る旧県道が村道に移管する議案が上程され、案内板を立てて山清路遊歩道を設定することになった。

遊歩道が今後村の観光拠点として、その効果を大きく発揮するために、今後の対応について、振興課長、教育長、村長にその考えをお伺いしたいと思います。

なおその手元に、議長の許可を受けて、振興課で作っていただいたマップと、それから村の地図、ビューポイントのをせた地図がありますので参考にさせていただきたいと思います。

それでは振興課長に、お伺いいたします。

今回の県道の村道移管で山清路遊歩道の新設ルートをどのように考えているか。

金戸山登山コースは、登山に長時間を要するので、遊歩道とは別に、案内板を作成するとき、山清路遊歩道の付属コースとしてPRすることが必要と考えるが、またルートのビューポイントにはどんなものを考えているか。

交通に危険な箇所があるが、交通制限をするのか、振興課長にお伺いしたいと思います。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 8番吉澤議員のご質問にお答えいたします。

吉澤議員ご指摘のとおり、山清路は村内の観光面で、重要な景勝地であり、その溪谷美と青がかった緑色で爽やかな色合いの犀川山清路の三つの橋が織りなす景観は素晴らしく、貴重な財産であると考えます。

本定例会において、該当する県道部分の村への移管による村道認定をお認めいただいた後には、村の山清路遊歩道として広く活用してまいります。

吉澤議員ご質問の山清路遊歩道のルートについてですが、山清路バイパス山清路大橋が開通したことにより、山清路遊歩道から新山清路橋、旧山清路橋、山清路大橋を介して、東は島台の松や込地の釣り場、西は山清路の里資料館など、国道19号や、県道55号など、広範囲にわたって、山清路周遊エリアとして位置づけ、活用してまいりたいと考えます。

吉澤議員ご指摘のとおり金戸山巡礼コースについては、気軽に立ち寄れることが可能な周遊コースとは分け来訪動機に合わせる形としてPRしてまいりたいと思います。

続いて、ビューポイントの考えについてですが、昨年作成しました山清路案内マップに旧山清路橋をはじめとする三橋や、島台の松展望台などと掲載しておりますが、先日9日に建立式が行われ、再建されました、山清路地蔵尊などもPRのポイントにしてまいりたいと考えます。

お話にございましたお手元の地図、マップ等をご覧いただければと思います。

ルート図でございますが、赤い線で周遊ルートをお示しております。

犀川の上流から新山清路橋、旧山清路橋、山清路大橋と三つの橋によりまして、国道19号と山清路遊歩道、県道55号が結ばれ、西の山清路の里資料館から、東の島台の松までの広い範囲を山清路周遊エリアとして、また、金戸山側の国道上にあります展望台また休憩小屋などの施設や遊歩道側の各それぞれの記念碑また先日建立されました地蔵尊、東屋などが一体となりまして、山清路の溪谷美や景色を楽しめる貴重な観光資源として今後広く活用してまいりたいと考えております。

次に交通に危険な箇所についてでございます。

遊歩道内については、現在車両は進入禁止で、危険箇所はおおむね松本建設事務所により、防護柵など対策を講じていただいております。

また、山清路大橋から込地方面へ向かう県道など、土砂流出等の発生しやすい箇所もございますので、その都度、必要な対策について県に要望するなどして、対応してまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 振興課長に最初に、山清路遊歩道のルートについてでございますが、山清路のルートについては、村で示したこの地図の赤の部分、それから、最初にはこの赤のルートで、当面は実施すべきだと思いますが、第2号トンネルが完成して、山清路バイパスが完成すると、それに加えて、雲根24時間駐車場から、雲根橋資料館、この地図で申しますと、赤の点線の部分が可能となりますので、周遊できる遊歩道を考えるべきであると思います。

また、案内板には、先ほど申されました金戸山の登山コースと、雲根に今建設をしておりますゼロカーボン対策事業の創造の森についても案内板に掲載してPRする必要があると思いますが、いかがお考えですか。

また、遊歩道の安全確保についてでございますが、遊歩道の中で、新山清路橋、鷺の平、国道19号線ですが、これは当分の間、交通が激しく、歩行には歩行路が両側に付いていますが、安全には十分な注意が必要であると考えます。

また、新山清路橋から宇留賀までの県道、宇留賀から資料館までの村道は歩行路のゾーンは設定されておりませんので、安全を確保するために、新山清路橋、鷺の平までの国道の歩行路、宇留賀の県道、村道については歩行路のゾーンを設定して、白ペンキでマーキングをつけて安全を確保することが必要だと考えますが、この2点についていかがお考えになるか、振興課長にお伺いいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

最初に仮称でございますが雲根橋の関係でございます。図面におしめししてますとおり、赤と白の点線で記載をしたところでございます。現在工事の方、進められておりますが、まだ開通にはいたっておりません。今後、開通がされました折には、ここに示しますとおり、広範囲な形で周遊ルートを活用できればというふうに考えております。

また、案内板につきまして、先ほど雲根の方に繋がるような案内もというようなことでお話がございました。こちらにつきましても、今後の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに思います。

そしてあと、歩行ゾーンのお話でございます。

国道19号線、非常に交通が激しく、お話のとおりで、危険な箇所でございます。

歩道もついてはおりますが、非常にカーブも多く道幅も狭いということでございます。

また県道55号線につきましても、歩道というものがございまして、外側線のみがある状態でございます。

村道についても同様でございます。

こちらにつきまして、国道、また県道については、それぞれ、国、また県道は県ということでございますので、こうした状況をご相談をしながら、良い方法を検討してまいりたいというふうに思います。

また村道につきましても、こうしたものと併せて、今後、安全に歩行される方が安全に利用できるような形を検討してまいりたいとなっております。答弁は以上です。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今振興課長からお答えがありましたが、すぐこの遊歩道が実施されるわけではありません。少しの余裕がございますので、今私が要望いたしましたことについて、それぞれ検討していただいて、安全だけは確保できるような遊歩道にしていきたいと思います。

次に、村長に遊歩道の維持管理について伺いたします。

遊歩道にはトイレの清掃、遊歩道の清掃整備など、今後管理に動力が必要で、地元区でも心配をしております。

地元住民の協力体制はどのように考えておられるのか、村長にお伺いいたしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

遊歩道の維持管理についてということでございますが、遊歩道の管理につきましては、山清路周辺にあります犀川左岸側のトイレや東屋、また、右岸側にあります釣り場および駐車場については、現在は振興課で管理をしているところでございます。

そして宇留賀区と古坂区の住民の皆さんで組織をしています山清路保勝会には、年間15万円で委託をし、犀川左岸側の東屋周辺の整備や、除草作業などを行っていただいております。

今後整備していきます山清路の遊歩道につきましては、先ほど振興課長がお答えしたように、新山清路橋、旧山清路橋、山清路大橋を介し、東は島台の松や込地の釣り場、西は山清路の里資料館など、国道19号や県道55号、大町麻績インター千曲線など広範囲にわたり、計画をまいりたいと考えております。

このために現在管理しております範囲に加え、今定例会でご審議をいただきます村道東675号線は、県道大町麻績インター千曲線の旧道でございまして、延長792.6m、面積が4,658.78平方メートルを村道として認定するようにお願いをしております、さらに広範囲において管理が必要になるところでございます。

このように管理する範囲が広範囲になるため、吉澤議員の御質問の山清路遊歩道の維持管理につきましては、基本的に村が行うように考えているところでございます。

なお、先月23日には宇留賀区、下生坂区の皆さんからもご協力をいただき松本建設事務所、株式会社安藤ハザマ、生坂村建設業組合及び生坂村などで山清路の法面等の小木の伐採などの環境整備のボランティア作業を行っていただきました。

ご協力をいただきました宇留賀区、下生坂区のおよび関係の皆さんには御礼を申し上げる次第でございます。

今後もこのような作業に際しましては、地元の皆さんのご協力をお願いしたいと思いますし、この遊歩道は宇留賀区、下生坂区の地域に渡り、広範囲な遊歩道となりますので、遊歩道を利用したイベントや、地域に密着した遊歩道とするために、地元の皆さんのご協力は必要不可欠だと考えておりますので、地元の皆さんとも協議をさせていただき、進めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長にふたつばかり再質問をいたします。

この新設の遊歩道の維持管理については、村でやるというありがたいお答えでございますが、地元住民は地域に密着した遊歩道として、その維持管理には当然、義務や責任を感じております。どのようにこの遊歩道にかかわるか、地元では今、協議したり検討しておりますので、村と相談をして、一番いい方法を考えていただきたいと思います。

ただ、関係区宇留賀、会、下生坂では人口が減少して高齢化してしまって、作業に参加できる人が極度に減少しておりますから、区が単独でこの維持管理をするということは、非常に難しい点もございます。

戦後ですね、私の育った山清路のことを申しますと、5月8日に、サツキ祭りが行われ、出店があり、近隣の市町村から、大勢の人たちが集まって盛大に行われた記憶がございます。

今後、当時を復元したお祭りとかイベントを、資料館を中心にして、地元の農産物やそれから遊歩道のPRをする資料などを展示して開催するのも、この遊歩道を生かすひとつの施策ではないかと考えます。この遊歩道を中心にして、村の北部がイベント等で振興することは、住民にも大きなメリットがあり、それには地元住民の協力が必ず必要です。

遊歩道の維持管理には、村の観光協会や大好き隊、山清路保勝会、地元宇留賀、会、下生坂の区民より協力を得て、広範囲で管理をすることが一番ベターではないかと考えますので、村長のお考えをお伺いいたします。

さらにですね、昔の山清路はサツキ祭りがあったように溪谷がサツキでいっぱい美しい景観を呈していましたが、今はそのサツキも減少しております。

また当時のサツキでいっぱい美しい山清路を取り戻したいものだと思います。

春のゴミゼロ、花いっぱいの日に、村民にも協力してもらって、サツキを植樹をして、昔の景観に戻すことが必要かと思いますが、村長はこのことについて、いかがお考えですか。

ふたつの点についてお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

まず5月8日のお祭りでございますが、私もそのお話は聞いておりまして、確か平成元年に犀竜小太郎祭ということで始まりまして11年ほど開催をいたしました。

その中で、旧北小学校の校庭で行ったこともありますし、今回移管をします旧道部分の広いところで、太鼓 私の生坂龍翔太鼓ですね。

それを叩いたり、劇をやったりイベントをした記憶がございます機会があればそういうイベントで山清路を多くの方に訪れていただいて広げていくということも大事だと思いますので検討させていただきたいと思います。

それから、サツキですが私これも商工会青年部の頃に村から頼まれて部員の皆さんであそこにサツキを植えた記憶がございます。

ただ植えると、苗木がいつの間になくなっていたりとかそんなこともありましてなかなか増えずに、今少し赤いサツキが見えるんですが、増えれば本当にまた一つの観光名所になりますのでこの点も植樹ができるかどうか観光協会の事業の一つとして考えることもできますので、検討させていただきたいと思います。

以上答弁いたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) いずれにせよ、遊歩道がこれから生きてくるように、ぜひいろんな知恵を出し合ってやっていただきたいと思います。

次にですね、教育長に資料館についての質問をいたします。

山清路の里資料館は、平成23年に旧北小学校を、撤去して、事業費5257万4000円で、村内の古い農機具を展示する資料館として建設されました。建設当時より資料館の有効に利用することを教

育委員会に要請してまいりましたが、有効利用の方法を言い出せないまま、現在に至っております。このままだと老朽化施設となってしまう心配がございます。今回の遊歩道の設定で、資料館は遊歩道の拠点となるので、その利用方法も拡大することを考えて新たな利用方法をどのように考えておるか、教育長にお伺いいたします。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 8番吉澤議員の質問にお答えいたします。

山清路の里資料館の利用方法についてでございますが、山清路の里資料館は地元宇留賀区のご意向も把握した中で、方向付けをし、国、総務省の補助金を活用して住民の皆様からご寄贈いただきました、民具、農具、文化財等を保存展示しながら、村内外の住民の皆様等の交流も実施できる施設として、建設いたしました。現在はご寄贈いただきました民具、農具、文化財等を適切に保存展示し、交流スペースとして喫茶室も設けております。また金戸山100体観音巡礼イベント時には、村内外からの参加者の交流場所として活用をしております。

議員ご指摘のとおり山清路遊歩道整備に合わせ、山清路の里資料館は山清路エリアの拠点の一つとなりうる施設だと認識をしております。山清路の里資料館の活用方法ですが例えば、山清路を訪れた方が山清路周遊の最初に資料館で山清路の歴史や概要を学んでいただけるよう、歴史や山清路の周辺の概要がわかるような資料を、パネル等を新たに展示するといったことも考えられます。山清路の里資料館が山清路周辺の拠点施設になるよう、観光協会とも連携して考えてまいります。以上、答弁いたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 教育長に再質問いたします。

山清路資料館の設立には、当時より私は議会議員として務めておりましたので、その設立目的、資料館の役割については十分理解しております。

資料館の役割は、旧北部の小学校跡を利用することで、住民から寄贈していただいた民具、農具、これらを置く場所がなくて、それらを展示し、無人で外部から展示館を見学するように考えられたものです。後に、地区の集会場や、カフェがこの施設に変わり、その利用範囲が拡大しておりますが、民具、農具の展示に工夫が加えれば、その他の資料を加えた展示をすれば良いわけですが、いつも同じような民具、農具の展示だけで、見学者は興味を持ちません。また、見学に訪れる人もそれだけでは、すくないんじゃないかと思います。

今回、遊歩道が新設され、資料館が遊歩道の拠点となるよう、その活用方法に工夫をしていただき、新しい展示方法を考えていただきたいと思います。山清路の歴史の展示や、今村で盛んに取り組んでおる自然エネルギーを利用した水力発電所が、生坂には生坂ダム、平ダム、昭電の昭津の昭電発電所の三つがあり、県下でも三つからの数の発電所があるところは珍しいわけですが、その発電力は11万1532マイクロワットアワーとなっており、生坂村の規模の村36村の消費電力を生み出しております。特にその一つの平ダムが、山清路にあることから、この自然エネルギーの利用の水力発電所、また新しいノーカーボンの取り組みの事業がすぐ近くの雲根に行くことになりましたので、創造の森のPRと、また、小中学校、やまなみの太陽光発電利用など、村のCO2ノーカーボンの取り組みについて展示をするのも一つの方法ではないかと思います。

また、生坂村の地形を示した等高線の村の模型が、農村資料館にあります。これも一緒に展示すれば、さらに山清路の遊歩道が生き、山清路地区の状態を理解することができるではないかと思います。

以上、このふたつについて提案をいたしますが、教育長はいかがお考えになるかお考えをお伺いしたいと思います。

○教育長(上條貴春君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(上條貴春君) 山清路の里資料館の利用方法につきまして再質問いただきました山清路は生坂村の北の玄関口にあたりまして先ほど振興課長からも答弁ございましたが観光面で重要な景勝地であります。

一方吉澤議員ご提案の生坂村の村の取り組みでありますとか生坂村の紹介についてでございますが、観光で訪れた方などに生坂村や村の取り組み特に環境に対する取り組みでありますとか先ほどご提案ありました自然エネルギーの利用であるとかゼロカーボンの取り組み。そういったことを知っていただくことは大変意義があることだと思っております。

山清路資料館が山清路の拠点施設として、現在行っております農具、民具、文化財以外にこういったものを展示し、また訪れた方に知っていただくのが良いか、観光協会等関係機関と連携して、考えてまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今、教育長の方から、お答えがございましたが、現状の中で、資料館の展示はいろいろな農機具が入っております、それらの他のものを展示する余裕がございません。今教育委員会も、あっち行ったりこっち行ったり移っております、利用できないスペースが、利用してないようなスペースがどこどこにもたくさんあるじゃないかと思しますので、これらの農機具をですね、一部そういうところに移していただいて保管しといて、巡回してそういうものを示すようにしてスペースを生み出すことも考える必要があるんじゃないかと思しますので、ぜひそこら辺のことを考えて、パネルの展示物等を出して、資料館が有効なものに活用できるように考えていただきたいと思います。

最後に村長にお伺いいたします。

山清路防災工事で、雲根橋が平成30年に完成し、山清路1号トンネルが、令和3年7月に完成。山清路2号トンネルが令和4年より着手しておりますが、2号トンネルが完成するとバイパスが完成して、国道19号線は、山清路地区を通行することがなくなり国道の、県道または村道移管があると考えます。現在考えている遊歩道の新設ルートをさらに拡大して、そこにも図にもありますように、赤の点線の部分を加えた、雲根橋、資料館、鷺の平、山清路大橋、旧清里駐車場、雲根橋の新ルートの設定ができるではないかと思します。> きよさと?ただその場合に私も見てまいりましたが、雲根橋から宇留賀から大日向に至る村道に接続する道路がありません。今後、国道バイパス完成時に、国、県道に要請して、この道をつけてもらうことができないか、村長にお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

村道1級1号線から国道19号、防災工事の雲根側トンネル出入り口付近に接続する遊歩道の設置について国への要望ということでございますが、吉澤議員ご指摘のように昨年度に整備をしました駐車場から大町麻績インター千曲線の旧道を経由して山清路大橋、そして犀川左岸側のおトイレ、山清路の里資料館、雲根に通じる橋梁を渡り、国道19号を、山清路に向かっていくことに

なりますと山清路周辺を広範囲にくまなく散策できる遊歩道となると考えております。このように当箇所へ接続することができますと、山清路の里資料館へ往復するルートに比べまして、違ったルートで楽しく周回できる 遊歩道となると思っております。

また先ほど来からお話があります雲根地区では、現在遊休農地を利用して生坂創造の森プロジェクトとして整備を進めており今年度は元気づくり支援金を活用しまして、アースオープン 生坂村の天然素材で作ったオープンを作りまして、イベントの開催を予定しておりますし、今後は、オフグリッドハウスの建設も計画しておりますので、その創造の森へのアクセスへと広がってまいっているところでございます。

山清路は夏場でも涼しく、吉澤議員おっしゃる通り、信濃十名勝と長野県府の自然百選にも選ばれておりまして、遊歩道をトレッキングしながら景色を満喫できるコース取りができると考える次第でございます。そして周遊できるコースが完成しますと、昨年度整備しました駐車場、釣り場横の駐車場、山清路大橋脇の駐車場、山清路の里資料館の駐車場、雲根大回りの駐車場などどこからでもスタートができそこに戻ってくることができますので、利便性の良い遊歩道となると考える次第でございます。このため国道19号防災工事の雲根側トンネル出入り口付近に村道1級1号から接続できるかにつきましては、現地を調査するとともに、長野国道事務所と協議をしてみたいと考えております。以上答弁いたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 村長に再質問をいたしたいと思ひます。

私、山清路の赤線の部分と、それから雲根橋について、行ってよく見てまいりました。雲根橋はですね、南側と申しますか、左手の方に1メートルばかりの立派な歩道ができておりますので、トンネルの入り口から、それを下の県道に下ろすような道を接続すれば、これは容易に迂回路ができるんじゃないかと考えております。

また、この雲根の24時間駐車場から新山清路橋までは、川側に立派な今現存して歩道ができております。これも利用すれば、山清路まで繋がるわけですし、この接続の、先ほど申しました部分について、どのようにするか考えていただいて、接続が可能になれば、これは立派な大きな遊歩道が周遊できる遊歩道ができるのではないかと思います。資料館を中心にして周回できるコースは、先ほども村長に言われたように、駐車場も清里の駐車場、釣り場の駐車場、山清路大橋の駐車場、資料館の駐車場、雲根24時間の駐車場と五つの駐車場ができますので非常に便利になってまいります。また防災工事の1号トンネルの手前から村道1号1級線に通行が容易な道路ができますと、広範囲な今までは、資料館まで行って帰ってくるようなことでしたが、それをせずに周回できる広範囲の遊歩道ができるのではないかと思います。資料館にレンタルの自転車を置いて、自転車で遊歩道を周回することもできるのではないかと考えます。

いずれにせよ、この遊歩道を有効に利用するには、村の北部の振興に繋がるためには、大町市、長野市、筑北村、麻績村より集客を行って、金戸山トレッキングに合わせた春のお祭りをですね、この資料館で行えばさらにその地区の振興もできますし、遊歩道も有効に活用できますので、そこら辺のこともいかが考えられるか、村長に重ねてお聞きをしたいと思ひます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

春のイベント、先ほど答弁させていただいた通りでございますし、通年開催ができるか難しいかとは思ひますが、検討はさせていただきたいと思ひます。近隣の長野市、大町市、筑北村等か

ら物産を販売していただけると、誘客にも繋がりますし、金戸山巡礼登山は11月3日に毎年実施をしております。

また春も新緑が鮮やかな季節でございますので、金戸山に登っていただいたり、山清路を周遊していただいて、遊歩道を満喫していただく。

そういういろいろなことが考えられますので、当村北部の観光地観光の拠点として、今後も皆さんからのご意見をいただきながら、しっかり整備を進めていきたいと考えております。以上、答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) これで私の質問は終わりますが、いずれにせよこの新設をした山清路遊歩道が今後有効に活用され、北部の村の北部がそれによって振興できることを、一番大切ではないかと思っておりますので、あらゆる手で私も今後協力をしていきたいと思っておりますので、ぜひ時間をかけてでもいいですから、今申し上げた事項について、この内部で検討して実行できる方向で実施してほしいと、このように考えますのでよろしくお願いをいたしたい。以上で私の質問は終わります。

○議長(太田譲君) ここで、換気のため、休憩を挟みたいと思います。再開は11時とします。

休憩	午前	10時50分
----	----	--------

再開	午前	11時00分
----	----	--------

○議長(太田譲君) 再開します。次に6番字引議員。

○6番(字引文威君) 議長

○議長(太田譲君) 字引議員

○6番(字引文威君) 6番字引文威です。通告に基づき質問をさせていただきます。

質問は、防災費について質問いたします。近年の気象変動で、全国的に豪雨災害が多発するようになりました。地球的な規模の温暖化による影響と考えられております。国も2050年までのゼロカーボンを目指し、対策を懸命に推進している状況で、当村もカーボンニュートラルを目指して対策を検討中でございます。この豪雨災害、防止対策並びに減災対策として、村としては、防災士の養成について、生坂村地域防災計画に、自主防災組織などの防災士育成に関する計画で、リーダーの育成として明記してございます。

当村では、地震、豪雨、土砂等、自然災害に対し、村民の防災減災を念頭に、地域自主防災組織のあり方として、各地域に合った防災体制の整備の一助となるよう、防災士を各区に、1名以上育成し、令和2年度に9名の資格取得者が誕生しております。令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策で、研修会が中止となりました。

防災士資格は民間の日本防災士機構で開催される研修と、検定試験に合格され、普通救命救急講習修了証明受領の方が日本防災士機構の資格者に登録され、防災士と認定されるとあります。研修受講する上では、使用する教材の376ページに及ぶここにちよつと本持ってきました非常に厚い資料でございます。多項目の防災関連教育資料が研修前に配布され、1ヶ月以上の事前勉強

並びに1項目300字程度にまとめた13項目のレポート提出が義務づけられております。研修は2日間で、最後の日に検定試験があり、正答率80%以上で合格。研修は終了できます。受講され、資格取得された方々のご苦勞には、敬意を表する次第でございます。

日本防災士機構では、防災士とは、自助、共助、協働という考え方があります。

自助とは、自分の命は自分で守る。自分の安全は自分で守るのが防災の基本で、災害時に命を失ったり、大怪我をしてしまったら、家族や隣人を助けたり、防災士としての活動をする事ができません。まず自分の命を守るために、日頃から身の回りの備えを行い、防災、減災に関する知識と技能を習得し、たえずスキルアップに努める、とあり、共助とは地域、職場で助け合い、被害拡大を防ぐ、災害の規模が大きくなれば大きいほど、消防、警察などの公的な救援活動が十分に機能するまでには一定の時間がかかります。そこで発災直後における初期消火、避難誘導、避難所開設などを住民自身の手で行うために、地域や職場の人たちと協力して、災害への備えや防災計画を進めます。防災士はそのための声かけ役となり、リーダーシップを発揮するとあります。

協働とは、市民、企業、自治体、防災機関などが協力して活動する、日頃から、行政をはじめ、防災減災に関わる多様な機関、団体、NPOなどと密接に連携し、防災訓練などの活動を通じて、お互いに顔の見える関係を作り上げ、災害に強い町作りを進めます。

また、大規模災害が発生した際には、それぞれが可能な範囲で被災地域救援、支援活動に取り組むという基本理念がございます。防災士は、阪神淡路大震災を契機に、地域の防災力が、防災力と減災力を念頭に発足したとあります。

研修を受けられた皆様は、各区の推薦を受け、受講した方がほとんどだとお聞きしております。また、受験検定費用につきましては、村が補助しております。まず消防士、防災士になられた皆様が、地域の防災活動がどのように進められているのか数名の方にお伺いしました。その結果、現在まで、具体的に防災士としてのリーダーシップを地区の防災活動で発揮されていない。という回答で、せっかく、資格を取得された防災士の皆さんの知識が、地域自主防災組織に対し発揮されていないとの現状を、感じました。

総務課長にお伺いいたします。村として初の育成防災士の方たちに対し、知識技量を発揮できてないことに、行政として、現状の防災士リーダー育成の現状と課題についてどう捉えられているか、お伺いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 6番字引議員のご質問、村として防災士に対する育成の現状と課題はについてのお尋ねについて申し上げます。

防災士の資格、内容等につきましては、議員がただいま述べられた通りであり、生坂村としましては、令和元年度の総合防災訓練において、防災士である島田亜紀先生を講師にお招きし助けられる人から助ける人にと題し、防災士の役割や活動についてご講演をいただきました。これを機に、村内での防災士の育成を進めるため、令和2年度に長野県地域発元気づくり支援金を活用して、防災士資格にかかる経費は、事業の中で負担し、防災士を育成する事業を計画してきたところであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、松本大学で予定されていた資格取得に必要な講座が幾度となく延期され、当初の受講予定者は17名でありましたが、2年度中に資格取得できた方は、9名ということになりました。令和3年度も引き続き元気づくり支援金を活用した事業により、資格取得の支援をする予定でしたがこちらも新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりまして結局、松本大学では、令和3年度中には資格取得のための講座

が開催されず、村が支援をいたします資格取得者はゼロということになりました。令和4年度に入り、5月に松本大学での講座が開催され、昨年度、令和3年度の受講予定者10名のうち5名に受講をしていただくことができ、今後、防災士資格に必要な救命救急講習を開催していく予定としております。

このように予定していた育成が、思うように進めることができず、全ての区に防災士を置くということにはまだ至っておりません。また、総合防災訓練時には、防災士に一定の役割を担っていただき、同時に、地域の方々に防災士が身近にいることを知っていただく機会とも考えていましたが、コロナ禍であり総合防災訓練も中止となり資格をお持ちの防災士の皆様には、十分な支援ができずにいるのが現状でございます。今後は、新たに資格を取得される方を含め、活動に対する支援をしていきたいと考えておるところでございます。以上、答弁いたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 現状までは新型コロナ禍により当初計画されていた育成が思うようにいかなかったとの答弁でございました。が、まさに取得された防災士の皆様が地域自主防災組織の中でリーダーとしてのスタートが切れるよう、アクションを行政側から出していただき、本来の目的である防災士の知識を地域の皆さんのために生かされ、貢献いただけることを期待します。

次に、防災士資格取得後の村としての防災士に対する活動環境の整備など、指導援助はどのようなことを実施されてきたのか、総務課長にお伺いいたします。聞き取り調査の結果では、資格取得後の行政からの話は特に何もないというふうな話でございました。よろしくお願いします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 防災士に対する指導援助に対するご質問かと思えます。

防災士の基本理念は、先ほど議員が述べられました通り、自助、共助、協働であり、防災士は、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識技能を習得したことを、認定NPO法人日本防災士機構が認定した方々でございます。

また、防災士は、自ら動くことが原則とされ、まず自宅の防災、地域の防災訓練などに積極的に取り組み、できることから動き始め、地域防災力の向上に寄与されることが期待されております。そうしたことから、防災士に対する指導援助ということではなく、村の総合防災訓練において協力をいただいたり、自主防災組織で行う訓練に参加することなどで、防災に対する意識や知識を、家族や地域の方に伝える、そうしたことを行政と、共同で取り組んでいただければと考えております。

しかし、村から資格取得を呼び掛けた皆様でありますので、総合防災訓練などの機会を通じ、スキルアップに繋がるようなこともしていかなければならないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 資格を取得された防災士の皆さんは、地域のためにお役に立ちたいとの意識を持たれておりますので、行政と協働で取り組んでいただけるよう、行政からのスキルアップに結びつく援助も必要と感じますので、ぜひお願いいたします。

続きまして防災士、失礼しました。村として自主防災組織の中で、防災士の位置づけを明確にしてあげないと、防災士としての活動がしにくいのではと感じます。自主防災組織としては区長

を長とし、防災組織は運営される中で、防災士の立ち位置が明確になっていないことにより、防災士としての活動ができてないのが現状ではないかと思います。総務課長の見解をお伺いします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 地区における防災士の位置づけが必要ではというお尋ねでございます。

先ほども申し上げました通り、防災士の基本理念は、自助、共助、協働であり、自ら動くことが原則とされておりますが、特に災害発生時には、村に協力をいただいたり、自主防災組織内での活動も期待されます。そのためには、防災士を自主防災組織内の組織図に位置づけることにより、活動がしやすくなると考えておりますので、これまで不足をしておりました防災士の皆様と各地区との調整に努めまして、防災、自主防災組織において、活動しやすい環境が作れることなども区長会などとも連携をして、努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) ぜひ、自主防災組織図に防災士の方たちの位置づけをされて、活動がしやすくなる環境整備を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ここ数年の線状降水帯発生による豪雨災害が、国全体に頻繁に発生しております。その際の要支援者救援の行動、避難所開設運営など、防災士の方の判断基準となる具体的な行動指針となる仮称平時災害時の行動基準マニュアルなどが必要ではないかと考えます。避難所の開設運営についても、このコロナ感染症対策などを反映した避難所運営マニュアルなども必要と考えられますが、総務課長の見解をお伺いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 防災士の、平時それから災害発生時の対応マニュアルの作成はというお尋ねでございます。

先ほど来申し上げます、申し上げてます通り、防災士は、自ら動くことが原則とされております。何をしたら良いかといった指示待ちの受身ではなく、自分が家庭や職場、地域において何ができるか、何をすべきか、主体的、能動的に考え、その第一歩として、自宅の防災対策から取り組みを始め、地域で活動する際もお手伝いする、協力するという考えでも良いわけですが、もう少し積極的な取り組みが期待をされるところであります。

一方で村において、資格取得について事業として行い、取得経費も負担をしていることから、平時災害発生時には一定程度、活動に対する要請は必要と考えているところでございます。防災士の教本には、防災士に期待される役割が、平時・災害時・災害発生後に分けて例示がされております。そうしたことも参考にしながら、対応マニュアルの策定につきましては、検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 平時の避難所の運営、設備、資機材、備品の準備確認。災害発生時の要避難者救援活動、避難所運営などの活動指針が明確になっておりませんので、防災減災活動を進

めるのは、難しいのではないかと考えます。必要な活動指針となるマニュアル作成を、防災士の皆さんを含め協力を得て作成していただきたいと思います。

続きまして防災士の皆さん方の知識のレベルアップや、スキルアップを目的とした防災士同士の意見、情報交換が必要で、スキルアップのできる環境が必要では、と思います。防災士の研修だけでは知識の研鑽が足りないとの意見もあり、情報共有ができるような情報交換会の設置も必要ではないか。行政としては、生坂村地域防災計画の中で防災リーダーなどに教育研修を促進する、とありますが、この今後の進め方について総務課長の見解を伺います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 防災士同士の情報交換の機会をという、ご質問かと思えます。

防災士によります情報交換、意見交換、それから研修ということは非常に大切であるという認識は、議員と同様でございます。新たに資格を取得される方も含め、早めにそうした機会を設けていきたいと思いますが、具体的な方法等については今後検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 今後新たに取得された防災士の方たちを含め、進められることを期待します。よろしくお願いします。

次に、自主防災組織のより地域に密着した活動の活性化を図る意味でも、健康な青年女性の参加を促す必要があるのではないかと考えますが、どのように進められるのか、総務課長の見解をお伺いします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 青年女性防災士の育成もというご質問でございます。

防災士の資格取得者9名につきましてですが、30歳代から70歳代まで幅広い年代の方が取得をされております。その9名は全員男性ではございます。男性でございましたが、先月受講された方は、5名で、30歳代から60歳代で女性が1名というそういった構成になっております。

防災士の役割の第一歩は自助であり、年齢性別を問わず、裾野を広げていくということが大切だと思います。まずはご家庭を守ることにありますので、そういった意味からも、女性に資格取得をしていただくということは、とてもよいことだというふうに考えております。防災士育成講座への参加の呼びかけは、地域へ依頼をする方法をメインに行ってききましたが、防災に対する意識や知識の裾野を広げるため、より多くの方に積極的に資格取得を進められるよう、今後は、防災士の大切さや役割など、啓発を広く行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員

○6番(字引文威君) 青年女性の防災士の参加は、これからの生坂村の防災減災対策の要となる人材で、特に女性の持っていらっしゃる感性も生かした避難所運営など、その知識を大いに生かしてもらえよう、行政は自主防災組織と消防団などとの連携なども通じて、地域防災体制の充実を図っていただきたいと思います。

それでは最後に村長にお伺いいたします。地域防災減災のリーダーとしての役割を担っていただく、防災士の方々に期待することがありましたら、村長の考えをお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 6番地引議員の質問にお答えをいたします今後の防災士の方たちへの期待されることはということでございますが、防災士の養成につきましては、各区の自主防災組織の役員は、区長さん方を中心に、区の役員と町会長さんたちで構成をされているため、任期により変わってしまう自主防災組織が多い現状でございました。そのために災害時の対応が難しいというご意見をいただいておりますその対策として、令和2年度から各区から防災士の資格取得者を募り、実施をさせていただいている現状でございます。よって、防災士さんには各区の自主防災組織の中心的な役割を担っていただきたいと期待をしているところでございます。

また、災害対応の基本は自助であり、どのような事態においても自分の命は自分で守るという備えが必要であると考えております。特に防災士にありましては、日頃から身の回りの備えを行い、防災減災に関する知識と技能を取得して、絶えずスキルアップに努めていただき、助けられる人ではなく、助ける人となっていいただければと期待する次第でございます。防災士が地域や社会の防災リーダーとして、自分から動き、日頃から防災に関して、様々な人的ネットワークの繋ぎ役となり、災害に関する広い知識を有することで、地域の防災力が高まることになると考えているところでございます。

しかし資格取得時の講習だけではそうした力を発揮するには十分とは言えませんので、防災士の皆さんをはじめ、村民の皆さんに対して、防災減災、災害時の対応などの研修会や講習会を開催して、防災士の皆さんのスキルアップと、村民の皆さんの防災意識の向上に繋がるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長

○議長(太田譲君) 字引議員

○6番(字引文威君) 今村長から期待される防災士の方々に対して地域や社会の防災リーダーとして、自分から動き、日頃から防災に関して、様々な人的ネットワークの繋がり、繋ぎ役となり、災害に対する関する広い知識を有することで、地域の防災力が高まることになるというお話をいただきました。防災士の方からすると、住民の生命財産を守る安心安全のキーマンとなることは、防災士の方たちとしては、大きな重荷になる部分もあるんじゃないかと感じます。それには、防災士の方たちが1人で全ての責任を担うことのないよう、一つの自主防災組織に、複数の複数以上の防災士の人員配置などを行い、チームとして活動ができるような配慮が必要と考えます。

また、先に質問した内容の防災士の方たちが活動しやすい環境整備については、行政としても支援が必要と考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 6番字引議員の質問にお答えをいたします。

まず防災士の皆さんの重荷についてでございますが、字引議員ご指摘の通りだと思います住民の生命財産を守る安全安心のキーマンということは私も重荷になると思いますので、各自主防災組織に多くの防災士の皆さんを養成することが必要だと考えております。今後も多くの村民の皆さんに、防災士の資格を取得してもらうよう努めてまいりたいと考えます。

また防災減災の対応や有事の際の対処につきましては、日頃から言われてるます自助、共助、公助が大切であり、大きな災害ほど自助、共助が8割を占めると言われております。日頃から地域の皆さんが絆を大切にさせていただいて、皆さんで防災訓練をするなどの取り組みが、被害の軽減に繋がると考えております。よって、防災士の皆さんの活動の環境整備でございますが、村の防災の総合訓練や、各区の防災訓練などで各自主防災組織の中でどのように活動されるか自主防災組織の中でまず決めていただくことが大事かと思っております。また村としまして先ほど総務課長が答えたように、区長会議で、区長さん方と協力をしまして、訓練対応など、どのようにしていくか、要請をさせていただきたいと考えております。とにかく防災士の皆さんが活動しやすいように進めていくことが大事だと思いますので、そのような取り組みを、しっかり行っていきたいと思います。以上答弁いたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) はい。今村長のご答弁を聞いて、本当そういう気持ちで見えていかないと、防災士の方たちも大変だなというふうに考えますので、ひとつよろしくお願いします。

当村として高齢化が進んでいる状況を考えますと、激甚化する自然災害に対し、村民の安心安全な防災対策を進める上で、防災士の皆様方の協力がとても必要なことと感じます。

ぜひ防災士の皆様方が今後活躍され、災害の軽減に寄与されることを願い、私の質問を終了いたします。

○議長(太田譲君) 次に4番望月典子議員。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 4番望月典子です。通告に基づき、一般質問を行います。

今回は、高津屋森林公園のさらなる充実について、それと、小中学校の野外体験学習の今後の取り組み、展望についての2点を行います。長野県の森林資源保有率は全国で第3位です。生坂も広大な森とブドウ畑に囲まれた自然豊かな農村です。この恵まれた環境を守り、後世に伝えていくために、私達は知恵を絞らなければならないと思います。5月下旬に高津屋森林公園でシイタケの駒打ち体験会が開かれました。ちょっとここで訂正させてください下旬ではなくて、上旬5月8日です。申し訳ありません。村内の親子ら13組が参加したと報道にありました。

高津屋は、現在、マレットゴルフ場をキャンプ場にする工事をしています。

そこで、最初の質問です。キャンプ場の中に、ツリーハウスを作るということをどう考えられますでしょうか？ツリーハウスというと、何か子供たちが遊ぶようなところ、というふうに連想されるかもしれませんが、公園の周り、設備からいって、ここは大人用のツリーハウスと考えていただきたいと思います。大変大きなアピールポイントになるのではないかと思われますが、村長の答弁を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは4番望月典子議員の質問にお答えをいたします。

高津屋森林公園のさらなる充実についてということでございますが、高津屋森林公園では、望月議員ご指摘の通り、森林や林産物の普及啓発、体験を通じて、森林を身近に感じて親しんでいただくことを目的に、高津屋森林公園管理組合主催のしいたけの駒打ち体験教室を例年実施しております。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年に続きまして、本年も村内への広報

の方法のみとしまして、5月8日に13組の親子や家族連れなどご参加をいただき、開催をいたしました。参加者には、駒打ちしたほど木をお1人1本持ち帰りいただき、大変好評をいただきました。

高津屋森林公園マレットゴルフ場の、キャンプ場整備につきましては、利用者の少ないマレットゴルフ場の効率的な活用に向けて、令和2年度の定例会一般質問において、太田議員よりご提言をいただき、昨年度生坂大好き隊員と高津屋森林公園管理組合の皆さんのご協力により、堅穴式キャンプエリアによるモニタリング調査を実施をしまして、今年度は、高津屋森林公園管理組合のご協力により、キャンプエリアの整備を行い、7月下旬を目途にオープンをする予定で進めているところでございます。また、県林業コンサルタント協会による森と人いきいき助成事業を活用しまして、公園内の環境整備事業として、園内のトイレを、ユニバーサルデザインによる施設とするトイレ施設改修工事と山菜園内への遊歩道の整備工事を進めているところでございます。

望月議員ご質問のキャンプ場内へのツリーハウスの設置のご提言でございますが、ツリーハウスとは、主に生きている樹木を基盤として作られた木造の小屋のこととございまして、木の上で自然を感じることでできる施設として、その注目度やアピールポイントは望月議員ご指摘の通り非常に高い施設であると考えているところでございます。しかし、生きた樹木を支柱として活用をしますのでその安全面から建てる前の木の剪定や、建てた後のメンテナンスが重要でございまして、根の広がり具合や根腐れの有無など、木の健康状態のチェックや、幹や樹幹の状態も観察する必要があるようでございます。これらのチェックやメンテナンスは素人では難しく、樹木医などの専門家に依頼しなければと考えているところでございます。しかしながら、ツリーハウスはその見た目のインパクトや、大人から子供までが魅力を感じる誘客効果の非常に高い施設であると考えますので、安全性の確保や費用対効果、整備の可否を含めて今後検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 高津屋森林公園は、国道から15分と、地の利もよく、設備も充実しています。夏にはキャンプ場がオープンするということで、園内トイレも素敵なデザインになるようで、もしその上に、近隣ではちょっと見かけないようなツリーハウスが誕生すれば、もう鬼に金棒だと思います。ぜひ実現したいという思いが湧き上がります。

森の中のリビングルーム、大人の隠れ家、都会の喧騒の中で日常を過ごしている人に、体験してもらいたいと思います。

答弁の中に、ツリーハウスは、安全面、メンテナンス等の問題から、樹木の精度、健康状態が難しいとありました。私、実は、キャンプ場にツリーハウスを作りたいと思ったときに、高津屋を訪ねました。そして、はいつて建物に向かって左のすぐヒノキの人工林。あれを見たときに、ぜひここにツリーハウスを建てたい、ここにツリーハウスがあったらって思いました。でも、あまりに整然とそびえ立っている林を見ているうちに、何か将来の目的のために管理されている神聖な林のような気がして、ちょっと臆してしまいました。

その後、キャンプ場では、ツリーハウスはちょっと無理なんじゃないかなってというようなことになって、その人工林のことも調べてみたんですが、ちょっと聞いたところでは、大日向地区の神社林というようなことも言われているようなことを聞きました。でも、無理ではないかなってというような気もして、傾斜もちょっと急で、でも遊び場にするわけじゃないから、そこへしっかりと工事をして、建てればツリーハウスできるんじゃないかなと考えたんですけど、村長、いかがお考えになりましょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい。望月委員の質問にお答えをいたします。

ヒノキの人工林、前に植樹をして、それを育樹祭をやったところだと思いますが、あそこも相当また間隔を取らないと、ツリーハウスは難しいのかなと思います。確か議員の皆さんと岐阜県池田町に視察に行ったときに見せていただいたツリーハウスだと思いますが、なかなか広大な森林も必要ですし、ヒノキの人工林で、ツリーハウスができるのか、ちょっと研究しなきゃ難しいかなと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) やっぱツリーハウスっていろいろ課題多いんですね。わかりました。

これからもキャンプ場の中とか、いろんなところをちょっと検討していただきたいと思います。

それと、もう一つ提案があります。もし、もしですよ、ツリーハウスが、高津屋森林公園の中で無理だということになった場合に、空中回廊っていう、方法が一つあるっていうことを検討していただきたいんです。あの、大町の安曇野アルプス公園で体験してきました。地上8メートルっていう高さは、まさに別世界です。もう本当に鳥になったような気持ちでもう本当に気分が高揚しました。高津屋森林公園の中に、眺望の良いところにこういうものが一つあれば、またこれは、あのPR材料として生きてくるんじゃないかと思います。

生坂には、村内外の多くの人から愛されている湯の宿やまなみ荘があります。

高津屋森林公園は、コテージ宿泊、会社の研修、家族でのキャンプ、女子会、キッチンを活用した予約食事会等様々な要素に対応できます。PR次第では、全国から誘客可能だと思います。

ぜひ、前向きな検討をお願いして、この質問は終わります。

次の質問に移ります。小中学校の野外体験学習の今後の取り組み展望についてです。

当村には、小中学校にコミュニティスクールという、校内外で体験学習する活動があります。

様々な団体がボランティアで協力しています。今回質問に当たり、その人たちから話を聞きました。三九郎、アカゲラの巣箱作り、かやぶきの小屋作り、畑の野菜作り、絵本の読み聞かせ、中学生になると、龍翔太鼓、ブドウ作り、しいたけ作りと、様々な体験をしています。森は燃料の需要が減り、持ち主の高齢化、後継者不足で、これからも荒廃が進みます。継続的な対策が必要です。人材育成もその一つです。そこで質問です。

10年20年先に、林業に携わる者を育てるという観点から、長い視野を持って、今後のコミュニティスクールの校外体験学習に、竹林、森の中での作業や講習を組み入れるということを提言したら、どう思われますか。学校現場での実施が難しい、先生方にそんな時間はない、というようなことなら、公民館の教室として、定期的に開催する方法もあると思うのですが、いかがお考えでしょうか。担当部署の答弁を求めます。

○教育次長(山本雅一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育次長。

○教育次長(山本雅一君) それではお答えをいたします。

望月議員ご指摘の通り、小中学生に森林での作業体験や森林の大切さを学習する機会を作るということは大切だと認識しております。コミュニティスクールでは、学校運営や学校支援の観点から、地域の皆様と学校が一体となって子供たちの健全育成に取り組んでいただいております。

例えばぶどう栽培の学習を通じた郷土愛の醸成や、村の基幹産業への理解促進、龍翔太鼓の体験を通じた伝統文化の継承等、学校が地域の皆様に支援いただきたいことや、地域の皆様が子供たちに取り組んでいただきたいことなどを、運営委員会にて協議決定していただいております。議員ご提案の小・中学生の森林等での作業体験学習についても、コミュニティスクールの運営委員会の中で、ご協議いただけたらと考えておりますが、協議の中では、学習時の指導で協力いただける方、また、実施する場所、学習時間数との兼ね合い等も考えていかなければいけない事項であると思います。

なお、公民館教室での開催であります。住民アンケートでは、趣味や芸術に関するものの開催要望が多い状況であり、議員ご提案の森林での体験講座につきましては、要望等をお聞きする中で、今後判断してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 生坂の子供たちは、自然豊かな森の中に囲まれ、清浄な空気を胸いっぱい吸い込んで伸び伸びと育っています。冒頭でも触れましたが、この自然を守り、整備して、後世に伝えていくことが、今を生きる私達の大人の責任だと痛感しています。令和4年度のコミュニティスクールの活動計画は、もう動き出していると思います。

そこで質問です。今年度の計画の中に、学校外での体験活動はどんなものがあるのでしょうか。竹林や森林での体験学習はありますか。もし、要望すれば、今からでも今年度の計画に組み入れるということはできるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○教育次長(山本雅一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育次長。

○教育次長(山本雅一君) お答えいたします。

今年度の事業につきまして、まず小学校の方ですけれども、直接、森林とは関係ないかもしれませんが、竹材によります舟づくり、それから5年生は毎年行っております、安曇野公園での里山散策等そういったものがあるかと思います。また中学生の方につきましては、今年度特に聞いてはございませんけれども、2年ほど前に防災教育という観点の中から、高津屋森林公園の方で防災林の植樹等をさせていただいております。また、昨年につきましては、1年生でありますけれども、生坂村の環境整備活動ということで、総合グラウンドの周りのところでありますけれどもそこにギンモクセイを植樹をさせていただいている経過があります。このような形の中で、ご要望があれば、また学校の方としても対応できる場所があればと思いますけれども、今年度は今のところ中学は計画はありません。以上答弁とさせていただきます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 今年度の計画の中に、やはり竹林や森林の予定は入っていない、というようなお答えだったと思うんですけど。例えば、例えばですよ、今からこういうことをやってほしいってちょっと考えてることがあるんですけど、あの時間的にちょっと無理だとは思うんですけど、低学年小学校2年生ぐらいの子供に、ご近所の竹林を訪ねていただいて、それで、竹を切ってくる、それをいただいてきて、七夕の飾りをするとかいうような、こととか、それとか、この春から村内外の若い世代の男性数人で、万平の奥の方にある新生っていう山の伐採とか整備が行われています。子育て真っ最中の若いお父さんたちなんですけど、とても真剣に伐採整備やってくださってるのを私も一度見学させていただきました。そういう姿を、中学生の人たちに見てほし

いなくて、とっても思います。そういうことを来年度の中に組み込んで、いただけたらぜひぜひお願いしたいなと思います。

それと2点目の質問ですが、公民館の教室のことです。開催してほしい講座があるのですが、どこへ、どのような手続きが何か申請とかそういうものが必要なんでしょうか。お願いいたします。

○教育次長(山本雅一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育次長。

○教育次長(山本雅一君) やりたい教室の申請ということですよ。基本公民館の教室ということですので、B&G 海洋センターの方の事務局の方に申し、こういうのはどうですかということでご連絡いただいても結構ですし私達教育委員会の方の方にもお声かけていただければと思います。以上でございます。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) はい、わかりました。学校で竹林とか森林の授業がどの程度なされているのか、私としてはしっかり把握はできていませんが、少なくとも小学校高学年くらいから森林の役割の重要性とか、そこで働くことの意義について、考えてほしいなと思います。

それが将来の自分の夢となり、仕事となって郷土の力になってくれれば、素晴らしいことだと思います。そのために、公民館での意識付けの学習が必要だと思います。春夏の長期の休みに、そのための教室、伐採現場を体験するという講座を小中高生、小中高校生対象で開催してほしいと思います。最初は受講者が集まらないかもしれませんが、継続することが大事だし、数回に一度は知名人、有名人を講師に迎えるという手もあります。小学校は加盟してないと思うんですけど、生坂中学は、長野県みどりの少年団連盟と、公益財団法人長野県緑の基金主催のみどりの少年団に加盟しているはずですよ。こういったところの活動とか、体験を有効に活用してほしいと思います。近隣の小学校へその緑の少年団のちょっと取材をさせて欲しいなと思って、お願いしたんですが、学校林っていうものがあれば活動はしやすいんですけど、学校林が、うちの小学校はないんですよ。だから、畑で野菜作るぐらいしか今活動してませんって言うておっしゃって電話で断られてしまいました。だから例えばここでも学校林ちょっと地理的に無理かなって思うんですけど、長野市の安茂里の松ヶ丘小学校なんかは、山の学校のすぐ裏に学校林があって、そこでもいろいろな体験してます。それも去年見学させていただきました。そういう学校林があると、活動はとっても広がってくると思うんですけど。そういうことも検討してもらいたいなと思います。地元の学校から、地元の森林を守るリーダーが育ってくれば、ということ、切に願っております。

また、コミュニティスクールとか、いろんなところで協力をしてくださっているボランティアの方々にはとても頭が下がります。私もできることがあれば、少しでも役に立ちたいと思っております。では、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(太田譲君) ここで昼食のため休憩にしたいと思います。

再開は13時15分とします。

休憩 午後 12時05分

再開 午後 13時15分

○議長(太田譲君) 再開します。次に2番藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 2番藤澤幸恵です。通告に基づき質問いたします。

先ほど望月典子議員の方から高津屋森林公園についての質問ございましたが、私も高津屋森林公園、今キャンプ場整備などをしているところですので、こちらの施設の今後に大変興味関心がございますので、高津屋森林公園について質問をしたいと思います。

村直営である高津屋森林公園ですが、施設の有効な利用のために、公園内の整備を今しているわけですが、今後どのように運営していくのかを、まずは村長にお伺いしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、2番藤澤議員の質問にお答えをいたします。

高津屋森林公園を整備しているが、今後どのように運営をしていくかということでございますが、高津屋森林公園につきましては現在、利用者の対応や、公園内の通常の維持管理は管理人2名が行い、公園内の清掃および草刈り、山菜園、竹林園、きのこ園の整備、草刈り、維持管理等は、高津屋森林公園管理組合の皆さんに管理委託をして、それぞれに振興課と協議をして行っているところでございます。今年度実施しています高津屋森林公園環境整備事業は、事業費608万3000円で、そのうち補助金500万円を交付していただき、遊歩道整備350メートル、トイレ施設および手洗い場の改修を実施しております。

また、高津屋森林公園管理組合と協力し、マレットゴルフ場の一部を利用して、オートキャンプエリア3区画、フリーキャンプエリア2ヶ所でテント6張り程度が設置できるように進めているところでございます。キャンプエリアの管理運営につきましては、現在管理委託を行ってまいす高津屋森林公園管理組合の皆さんと協議をしまして、高津屋森林公園キャンプエリアの利用規則および利用料金を定めまして、利用者の対応は、管理人が行い、キャンプエリアの整備、清掃につきましては、現在管理委託を行ってまいす他の公園内の施設と同様に管理組合に委託をし、振興課と協議をしながら管理運営を行うように調整をして、7月下旬を目途に開始できるように進めているところでございます。以上答弁といたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 高津屋森林公園管理組合と協力、協議をしながらということですが、実際の運営、また利用者の対応等は村営で組合は公園内の清掃、草刈り山菜園への整備を委託されて行うということなので、村としてこの高津屋森林公園をどのような施設として考えているのか。また遊歩道、キャンプエリアの整備を行い、こういった方にどのような目的で利用してもらうようなことを考えているのか、今回の整備で、高津屋森林公園が村にとってどのような施設になってほしいのか、そのような考えがあると思いますので、村長教えていただきたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 2番藤澤議員の質問にお答えをいたします。

村直営でございまして、高津屋森林公園は平成9年から整備をされてずっと管理等は高津屋森林公園管理組合の昭津区、大日向区の皆さんで組織をされているところで、いろいろと維持管理をお願いしてきておりまして、常に2名の方は管理人としてお願いをしております。高津屋山は昔から歴史のある山でございまして、地元の皆さんに親しまれてきた山を生坂村の観光資源として整備をされずっと平成10年ごろから運営をしてきております。今後も村民の皆さんや村内外の方から愛される高津屋森林公園にするように今年度はキャンプ場を整備をするということで、いろいろなご意見を聞きながらしっかりと高津屋森林公園を村内外に発信をして利用していただきたいと、そのように考えております。以上答弁といたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。やはり生坂の中の大事な森林ということで、今まで組合の方たちと協力をして管理をされてきたということで、本当に立派な建物、管理棟やコテージもありますし、今回、キャンプ場の整備ということで今後また利用者の方の増も見込めるんじゃないかというふうに私も思っています。本当に生坂の観光、観光地観光施設としてこれを十分に生かしていく価値はある施設だというふうに感じています。

例えば、もし今、今は本当に何て言うんですかね、アウトドアブームというかコロナ禍になりましてなかなか室内で人が集まるといふようなところが難しくなっている中で、キャンプというものが急速に普及してきていろんなキャンプを今までしてこなかった方などが、キャンプをしてみるといふような流れができてきていて、それによって生坂もうそういう方向性を取り入れてきたと思うんですが、そういった中で、例えば、企業やアウトドアのそういった関係の大きなメーカーなども、例えば、いい場所があればそういったところに参入をして事業を広げてみたいとか、そういったような場所を探している企業も多分多くあると思います。例えば、もしこの生坂村の景色や地形などを気に入っていただいて、そういったようなお話等が村の方にもし来た場合には村長どのような対応を考えておられますか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 2番藤澤議員の質問にお答えをいたします。

確かにコロナ禍でキャンプ等のアウトドアブームは私も感じておりまして、何かソロキャンプも流行っているというようにお話も聞きます。そういう中でアウトドアメーカーが村内の高津屋森林公園等でいろいろと企画を組みたいというようにお話があれば、どんな内容かは当然こちらでも聞いて、検討はさせていただきますが、今のところ、そのようなお話はございませんので、また話が来たときに企業の皆さんと高津屋森林公園等を活かせるような、そんなような話が出来ればいいかと考えております。以上答弁といたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。前向きな答弁ありがとうございました。本当にこういった事業でトイレや水場の整備などを行ったことをきっかけにして、そういうきっかけがあるとそれがチャンスになって大きくあの展開していくということも期待して、どんどん活発に活動をして、いけたらいいなと思っております。では次の質問に移らせていただきます。

堅穴式キャンプエリアが大好き隊の提案で、いつとき、行われたわけですが、その今堅穴式のキャンプエリアの現状と問題点、また今後の展開ということで、開始からの利用者数、テント等の備品の活用、提案者がいなくなってしまうところもありますので、今後どのようにそちらを活用していくか、振興課長にお伺いしたいと思います。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 2番藤澤議員のご質問にお答えをいたします。

堅穴式キャンプエリアの現状と問題点、今後の展開についてのご質問でございます。

堅穴式キャンプエリアは利用者の少ないマレットゴルフ場の効率的活用に向けて令和2年度定例会一般質問にて、太田議長よりご提言をいただき、令和3年度いくさか大好き隊員からの提案と、高津屋森林公園管理組合のご協力によりまして、施設、機材を整備し、モニタリング調査を主とした事業運営を行いました。開始からの利用者数とございますが、8月からのオープン当初計画をしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大によりまして、9月の末まで高津屋森林公園が臨時休館となったため、10月から11月末までのオープンとなり、利用者につきましては、合計で6組、14名という結果でございました。

テント等の活用、また、推進責任者のいなくなった点ということでございます。

今年3月堅穴式キャンプエリアの発案者でありました、いくさか大好き隊員が退任をされたため、今年度は高津屋森林公園管理組合の協力によりまして、昨年度のモニタリング調査の結果を生かしながらキャンプエリアの整備を進めているところでございます。7月下旬を目途にオープンする予定で現在進めておりまして、昨年度整備をいたしましたテント、また機材等については今後貸し出し物品として継続して活用していく予定としているところでございます。以上答弁いたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。堅穴式キャンプエリアのモニタリングということですが、具体的にどのような調査をしてどのような結果が出たのかということをお教えいただきたいのと、あとあと、7月下旬オープンを目指すということで、あと1ヶ月程度ですが、具体的な利用規約のようなものとかそういったものはどのようなになっているのか、特にキャンプで火を使ったりすることもあると思いますので、そちらの方の問題それから、ゴミ等の管理というか、利用者に対してのゴミ等の処理の仕方とかそういったようなものの内容もどのように考えてらっしゃるのか教えてください。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 質問にお答えをいたします。

まず最初に、昨年度行いました利用者のモニタリング調査についてでございます。

先ほどもご説明いたしましたが、1日1グループの限定ということで、当初募集をいたしました。6組14名の方にご利用いただきまして、モニタリング調査ということで、特別料金で1人1,000円にご利用いただく。その代わりにアンケート調査に協力いただくということでございました。

アンケート調査の内容でございます。まず、この堅穴式キャンプの情報の取得の方法、また施設、テントですとか、その他機材についての満足度、そして施設の利用料、こういったもの、そ

れぞれ各機材ごとにどんな印象かということ、それと施設全体で良かった点、改善が必要な点、其他のご意見というようなことで、アンケート調査を実施しております。結果としまして、まず施設、キャンプエリアを含めますが、施設や機材の満足度については高かった結果でございました。ロケーションや眺めがいいなどの意見もいただいております。また、その中一方で洗い場、またトイレが遠いと、いうことで、改善、また改修を望む声が多数あったということでございます。

続いて、キャンプエリアの利用料金等の、でよろしかったですか。

規約。はい。今後考えます高津屋森林公園キャンプエリアの利用の規則といいますかそういったものでございます。お話をしますとおり、今度のキャンプエリアにつきましては、区画でお貸しするサイトを、3区画、フリーサイトでお貸しするところを、2区画、ご用意をしているところでございます。料金、また利用の形態につきましては、現在、高津屋森林公園管理組合と調整をし、検討をしているところでございます。それぞれ利用料金ですとか、利用の仕方、開園できる利用のできる時間帯、そういったものも含めて、現在検討をしているところでございます。

また、先ほどお話にありました心配されますキャンプ場での火の取り扱いについてでございますが、一番、こちらとしまして、この火の取り扱いについては一番懸念するところでございます。現在は考え方調整を進める中で、全てのエリアでカセットコンロ、ガスコンロですね、また小さい小型の焚き火台については、使用可能としたいということ考えております。

小型といいますと、大体あのサイズもこちらの方で今いろいろ検討しておりますが、A4サイズの半分のA5ぐらいの小さな小型のものがあるんですが、簡単なパーベキューとかはできるような焚き火台でございますけれども、そういったものはOKとしようかということでも検討しております。

また、オートキャンプエリアについては、焚き火台が使用を可能にしたいということでございます。比較的予定していますオートキャンプエリアについては、風が少ないところだということもございまして、組合の方と意見調整をしながら考えているところでございます。また、その区画の中の一つの部分については、現在備品で持っています焚き火台というものがあるんですが、ストーブのようなもので、中に薪を入れて、料理ができるというようなもので昨年購入したのですが、一つの区画については、その焚き火台を使用できるということにしようかということで今現在検討しております。詳細につきましては今後、なお中身を詰めまして、決めてまいりたいというふうに思っております。

またゴミの関係でございますが、現在では、受付の際にゴミ袋をお渡しをして、それぞれのキャンプサイトまたご利用の方でゴミを分別をしていただいて、最終的には施設の中へ置いていただくことで考えています。一応利用料金の中にそういったゴミの処分量というものも含めまして、ゴミを分別して、しっかり置いていただくと、途中の道ですとか、村内施設等にゴミが捨てられないような環境をとということで、検討しております。今現在そのように、検討しているところでございます。以上答弁といたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。ありがとうございます。本当にゴミを利用者の方に分別をしていただいて、途中、道中ゴミをどこかに捨てていってしまわれるということがないように、利用料金の中に、含めてそういったこともしていくということなんです。生坂村環境のところから雲根のオフグリッドハウスだとそういうことも展開していますので、あの高津屋森林公園も、その利用者の方に本当にゴミの分別だとか、そういう環境の守る森林を大事に、使っていただくというようなそういうようなことも絡めてにしていけば、利用者の方のゴミ問題とかそう

いったようなことにも考える機会を与えていってもらえるような気がするので、その辺も絡めて、いけばいいんじゃないかなというふうに思います。

あとはそうですね、キャンプ場を整備するということで、利用者の方はキャンプを目当てに高津屋の方にいらっしゃると思うんですけども、キャンプだけに限らず、生坂村で高津屋森林公園を中心としたというか、絡めたやまなみ荘との連携だとか、それから、そうですね、アウトドアに精通するもの、例えば、ラフティング等の設備も整っておりますし、この前、P&Gの方でもSAPを取り入れて、あれもどのような形で利用していくのかはちょっとわからないんですけども、そういったものも絡めていくような事業を展開していったらいいのではないかなというふうに思います。

やまなみ荘の方で電動バイクをレンタルすることによって、地図を見ながら、高津屋森林公園の方に電動バイクでいらっしゃった方が何名かいたそうです。道中、ちょっと看板や案内等が足りなかったのか道に迷ってしまった方、それからこんなところにこんな立派な施設があったのかということで大変驚かれた方、いろんな感想を高津屋のあの管理棟の方にご意見あったそうです。そういったところで、やまなみ荘もせっかくそういった事業をやっているのですそういったこともぜひ絡めて、いっていただければいいかなというふうに思います。

今回のキャンプ場計画については、利用者が少なくなっているマレットゴルフ場を有効に活用するということで、マレットゴルフ場の半分をキャンプエリアに、整備するということなんですけれども、もう半分が残った状態になってしまうのですが、その部分は今後どういうふうな形で活用するのかまた管理を行っていくのかを振興課長にお伺いしたいと思います。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えをいたします。

今回の、キャンプ場の計画についてでございます。今年度、県林業コンサルタント協会による森と人いきいき助成事業を活用しまして、モニタリング調査の中で、要望が多くありましたトイレ施設の改修や園内の東屋周辺とマレットゴルフ場の一部を、キャンプエリアに設定し7月下旬を目途に利用を開始する予定で現在準備を進めているところでございます。マレットゴルフ場、ハーフを残す理由はということでございます。現在、キャンプエリアの整備予定箇所は、以前の堅穴式キャンプエリアと、その南側にあります駐車場を挟んだ南の12番ホール周辺の2ヶ所を、フリーエリアとして、区画貸しをしないで自由にテントを設営できるエリアとし、コテージの北、10番、18番、14番ホールの周辺3区画を、区画貸しするオートキャンプエリアとする予定でございます。車道からの位置や地形などの条件から、比較的容易にキャンプサイトとして整備が可能なエリアについて、今年度は整備する計画で進めているところでございます。

今年度はこれらのエリアを活用し、需要の動向ですとか、料金、満足度など利用者アンケートを引き続き実施をしまして、施設の充実を図ってまいりたいと考えております。また公園内の整備、管理の方法でございますが、公園内の整備作業は高津屋森林公園管理組合員によります定期的に草刈りですとか、小木の伐採作業等を行っているところでございます。交流センターやコテージ周辺、マレットゴルフ場や遊歩道、山菜園、周辺道路などで実施しているところでございます。以上答弁といたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。残したマレットゴルフ場のコースを残してそこを今後もマレットゴルフ場として運営していくのであれば、ちょっともう少しコースの手直しというか、直しが必要

かなというふうに先日ちょっと見に行ったときに思いました。やはり何かの目的で、自然の中に何かを作るとやはりやっぱし、自然の中にあるものなので草がもう勢いよく生えてきたりして、あと地形の問題とかもあって、せっかくあるけれども、上手く利用できないというようなことになると思うので、もし、マレットゴルフ場として、利用をするのであればもう少しきちんとしたコースの管理等を行った方が良いというふうに感じました。

それからそうですね、これからですね森林の管理整備などなんですが、今の組合員の方々大変頑張って活動的に作業をしていただいているというふうにこのキャンプ場計画の話から見てもとれるんですけどもやはりあと5年、10年とかってなったときに、どの組合とかも生坂村全体がそうなんですがやはりちょっと高齢化等の問題も出てくるかというふうに思います。

だんだん管理等も厳しくなっていくような気がしますので、先ほど望月議員の中にもありましたけれども森林の整備とか森林のことについて学ぶというかそういうそこまでではなくても利用なんて言うんですかね、イベント等を企画しながら、一緒に作業をするような、作業をしながら、何か村の人にお返しができるような、そういったような事業とか、そういったようなものも検討していくことが大事かなと思います。

あとですね、今もうキャンプ場の方に焦点がいつてるわけですが、管理棟ですね交流センター、それからあの中には本当に調理場も立派なものがありますし、研修施設としても大変有効に使えると思います。コテージとあと研修棟ですがやはり週末の利用が、主なのかなというふうに感じています。平日とかそのシーズンでないときが、本当にもったいないなあというふうに感じているので、何かうまく使えるような有効に使えるようなことはないかなというふうに私なんかは考えるんですが、そちらの施設については、何か今後、こんなふうにしていったらいいとかそういったようなお話とか、もしあれば、聞かせてください。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

お話をいただきました高津屋森林公園管理組合でございますが、現当地元住民で構成をされております。昭津区、また大日向地区の方が多い組織でございますが、こうした方々が組織をされて、高津屋森林公園の管理、運営、また山菜園等施設の整備を行っているところでございます。その他にもイベントまた、それぞれ駒打ち体験ですとか、そういった部分についても実施をいただいております。

大変高齢化が進んでいるということでございます。しかしながら、最近若い方も若干加入されておまして、ここ一、二年で、5名ほどの若い方、20代、30代、40代ぐらいの方々も加入をいただいております、若干ですが平均年齢等も下がっているところでございます。

今回のこのキャンプ事業につきましても、組合長以下、大変積極的に協力をいただいているところでございまして、村としましても、感謝を申し上げているところでございます。

交流センターまたコテージの効率的な利用についてということでございますが、以前にもこういったご質問をいただいております、大変難しい状況でございますが、おっしゃるとおり、この施設については、週末ですとか、あと夏休みやゴールデンウィーク、そういった長期間が非常に利用が高いんですけれども、その他の平日については非常に利用が難しいというところでございます。何とか利用を結びつけるためにということで、イベント等ということでございますが、最近コロナ禍でございますので、そういった実施もしておりませんが、今後どのようにすれば平日の利用者が増えるかということは非常に難しい問題でございますが、一緒に検討していつてまいりたいというふうに思っております。以上答弁といたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。本当に生坂の中にある立派な施設、あと広大な森林公園ですのでぜひ維持管理していただいて利用も増やすということで、ちょっと民間的な収支のバランスだとかそういったことも視野に入れて、その入ったお金で何か村の子供たちとかそういった事業に還元できるようなふうになってうまく循環ができていくような施設になればいいかなというふうに感じておりますので、組合の方村民の方も含め、皆さんで盛り上げていくようにぜひお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長(太田譲君) 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(太田譲君) 本日の日程は全て終了しました。次の本会議は、明日15日水曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。本日はこれにて散会します。

なお、このあと議会運営委員会を開催しますので、委員の皆さんは第3会議室にお集まりください。開会は14時から行います。起立。礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 13時53分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 4 年 6 月 14 日

議 長

天田 謙

署名議員

望月典子

署名議員

享引文蔵

令和4年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

3日目（6月15日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 3人
- ・散会

- ・一般質問..... 3 P
 - 藤原良司議員..... 3 P
 - 望月一将議員..... 13 P
 - 平田勝章議員..... 20 P
- ・散会..... 29 P

令和4年第2回 生坂村議会定例会

令和4年6月15日 午前10時 再開

議 事 日 程

【 3 日 目 】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（8名）

1番 望 月 一 将 君	2番 藤 澤 幸 恵 君
3番 藤 原 良 司 君	4番 望 月 典 子 君
5番 太 田 譲 君	6番 宇 引 文 威 君
7番 平 田 勝 章 君	8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長 中 山 茂 也 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君	住 民 課 長 真 島 弘 光 君
教 育 長 上 條 貴 春 君	健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君	教 育 次 長 山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君	書 記 坂 爪 浩 之 君
----------------	---------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) はい。起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) ただいまの出席議員数は8名全員です。

定足数に達しておりますので、これより、令和4年第2回、生坂村議会定例会を再開します。本日の会議に先立ちまして申し上げます。本定例会は、クールビズのため、暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等 感染症予防のため、マスクの着用と、適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。なお、発言者は飛散防止対策として、アクリル板を設置してある場所においては、マスクを外して発言することを許可します。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の会議日程は、配付してあるとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、7番、平田議員、8番、吉澤議員を指名します。

◎一般質問

○議長(太田譲君) 日程2、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

最初に、3番藤原議員。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 3番藤原良司です。通告に基づき、一般質問をいたします。

私は3月議会の一般質問で中小企業対策についても若干質問いたしましたが、物足りないと思いましたので今回も質問いたします。

まず中小企業の定義ですが中小企業のホームページでは、中小企業庁のホームページでは、製造業、建設業、運輸業、その他業種、資本金が3億円以下常時使用する従業員が300人以下。小規模企業者は、常時使用する従業員数が20人以下と。その他卸売業が資本金1億円以下従業員数100人以下、小規模につきましては5人以下。サービス業につきましては資本金5000万円以下、

使用者が100人以下、小規模が5人以下。小売業については資本金が5000万以下、常時使用する従業員数が50人以下。小規模については同じく5人以下と、つまり生坂村の企業者のほとんどは小規模企業者ということが言えると思います。小規模企業者そして中小企業者対策について振興課長に伺います。

1番、国の臨時交付金による事業者支援金交付対象のうち、建設、製造業の対象者は何社何事業者ですか。

2番、前日の村発注の、建設製造事業で小規模企業者への発注実態は何社、何件となっていますか。

3番、小規模企業者受注事業のうち、入札事業は何件ですか。

4番、130万円以下の事業で、小規模企業者以外への発注件数は何業者、何件ありますか。最初の質問は以上でございます。お願いいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 3番藤原良司のご質問にお答えいたします。

まず初めに1つ目としまして、国の臨時交付金による事業者支援金交付対象者のうち、建設製造業の対象者何社ですか、というご質問でございます。国の地方創生臨時交付金を財源として、本定例会に、補正予算で計上しています新型コロナウイルス感染症第6波対応事業者支援給付事業は、生坂村商工会に登録をされています個人、法人事業者を対象としております。現在の登録者数54社に加えまして、新規加入者10社を見込み、計64社分を現在想定をしております。そのうち、ご質問の建設業の対象者でございますが現時点では、現在商工会に登録のあります19社でございます。

続いて2つ目ですが、前日の村発注の建設製造事業で、小規模企業者への発注実態、何社、何件となっているか、というご質問でございます。振興課の所管する関係で、令和3年度に小規模企業者に発注しました工事につきましては、事業者数で建設業12社、発注数は79件となっております。

3つ目、小規模企業者受注事業のうち入札事業は何件であるか、でございますが、入札工事の件数は10件でございます。

4番目、130万円以下の事業で、小規模企業者以外への発注件数、何業者何件ありますかということでございます。1社でございます12件でございます。以上、答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい、ありがとうございました。

まず1番目の回答についての再質問をさせていただきます。5月末に商工会長に、確認したところ、支援対象事業について商工会新規加入者にも交付するということを公にしないでほしいと、商工会事務局では村の担当者から言われたということでした。商工会員を増加させるという政策の公表が遅れては、効果が発揮できないと思いますが、なぜですか。振興課長お願いします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

商工会の方に確認をいただきまして、まだ公表しないでというお話でございますが、現在、この予算、この事業につきましては、本定例会で上程をしている事業でございます。まだ確定してございませんので、確定後、そういった細かなお話をということで、事務局の方とは調整をしているところでございます。以上、答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。確定後ということではございますが、議会へは確か5月の27日に説明があったかと思えます。政策の効果を出すため、公表を速やかに実施していただきたいと思えます。

次に4番の回答について、若干再質問をいたします。4番の回答では小規模企業者の以外の中小企業への発注が1社、その他は全て小規模事業者ということになると思いますが、2番の方には、130万円を超えている部分も若干あるかとは思いますが、11社への発注は、1社平均6件程度になってしまいます。

中小企業への発注が、1社平均の2倍になると、そんなようなことから、法の趣旨からして疑問が残ります。これについては、副村長への村内事業者の育成の質問に関連がありますので、そちらで合わせて回答してもらいます。

次に、再度振興課長にお伺いいたします。水道管布設替え工事。これについて、国県補助事業ですか。

2番、国県補助事業は全て入札ですか。

3番、上生坂西手で今年3月31日まで行われた水道管布設替え工事は、補助事業ですか。

4番、看板には通行止め期間が3月31日までとなっていました、当初契約時からそうになっていたのですか。

5番、3月31日まで工事を実施していたようでしたが、補助事業であるなら実績報告は間に合いましたか。

6番、間に合っていれば問題はないわけですが監査委員に情報提供はしてありましたか。または、情報提供をしてありますが、監査委員から行政に報告あるいは、疑問の提案はございましたか。をお願いいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

1つ目ですが、水道布設替え工事について国県の補助事業かという問いでございます。国庫の補助事業でございます。生活基盤施設耐震化等交付金を活用しております。

2つ目でございます。国県補助事業は全て入札事業かということでございますが、補助事業につきましては、全て入札を行っているところでございます。

3つ目でございます。西手地区で行われました3月31日までの水道管布設替え工事についても、国庫補助事業の生活基盤施設耐震化等交付金を導入し、実施いたしております。

4つ目でございます。看板の通行止めの関係でございます。工事の契約期間が、2月の14日から、当初3月の15日でございましたが、

資機材等の調達などの遅れから、3月31日まで、工期の延長をしているところでございます。

5つ目でございます。実績報告についてでございます。事業の実績報告は、県と調整をしまして、3月31日に行い、補助金の交付を受けているところでございます。

6番目、代表監査員さんの関係ですが、行政から報告又は監査員さんからの指摘ということでございますが、特にございませんでした。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 再質問をさせていただきます。

4番目の回答にある、資材調達などの遅れとはどのような資材ですか、具体的にお願いいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えをいたします。

資機材調達の遅れでございますが、この布設替え工事で実施をいたします、使用いたします耐震管の排水用ポリエチレン管でございますが、この管を接続します融着機について、手配が遅れてしまったということで聞いております。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 今回答のあったポリエチレン管その資材は特殊なものということなんですね。そうしますと、下生野上の平でも同じような布設替え工事が行われたようですが入札はこちらとそれから西手の分と、どちらが早かったのでしょうか。お願いします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

先ほどご説明しました上生坂西手地区の契約につきましては工期2月の14日からということでございます。そして、今お話いただきました下生野の工事の関係でございますがこちらにつきましては、契約日が3月の9日ということでございます。以上、答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 再度お伺いいたします。

2月14日に西手のものが入札になって、それから3月9日に下生野のものが入札になったと答弁がありましたが、金額的には西手の方が多いと思われませんが、大幅に異なる資材を使っているのでしょうか。以上お願いします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えをいたします。

お話いただきました、西手地区の使用する資機材、また、下生野の工事で使用した資機材については、大きく変わりはありません。先ほどお話ししました、資機材の調達の遅れでございますが、ポリエチレン管を接続します融着機の手配が遅れたということでございまして、それはその融着機についてですが、下生野で工事を行った業者さんについては、自前で持っていらっしゃるということでございます。また上生坂の工事をやられた業者については、リースをするという

ことでございました。この融着機でございますが、そのポリエチレン管というのが特殊でございます。管と管を繋ぐときに、ソケットがございますが、そのソケットに電気を通して、中の銅線を溶かして、完全に密着させるというものでございまして、地震等、災害等があったときにも非常に抜けにくい資機材ということで、最近使用しているものでございます。そういった特殊な機械がリースと自前ということでございまして、工期にこういった差が生まれたということも考えられますし、あと工事自体が、上生坂の工事については、布設替えをしてございます。

下生野の工事については、新たに給水区域の拡張工事ということでございまして、新設の工事を行っております。布設替えの方がちょっと少し手間がかかることも考えられると思います。以上答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。最初の4番の答弁で2月14日から3月15日と、こういう入札を実施したということでございますが、特殊な機械であることは、入札の時点ではっきりわかっているわけですね。それなのに後から入札をした業者の方は、先に工事が終わって、先に入札した業者さんの方は3月31日までかかった。これは少し問題があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

工期の延長について、お話をいただきました。おっしゃるとおりでございますけれども、工事の当初3月15日までの工期でございましたが、協議、変更協議を行った結果、3月31日までの工期延長をしてございます。

これにつきましては、事由が判明した後、必要に応じて行うものでございますが、今回、この工事の遅れにつきましては、発注業者から現状を聞き取りまして、3月31日までに工事を完成させるように厳重に指導をいたしました。

また、このようなことがないように、あわせて厳重注意したところでございます。以上答弁いたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 厳重に注意をしたということでございますので、今後はこういうことがないと思われませんが、ただ、3月31日まで工期延長するということは、他の業者さんが、もしこのような状況だということでもって申し入れをしてくれば、一緒の対応をとらなければならないと、このようなことになってしまいます。これは県の方に対しても、申し開きが立つのかどうかという部分があるかと思います。この辺、しっかり事業を行っていただきたいと。

そして、6番目につきましては、適合性はなかったということで、行政として報告も指摘も受けていないということで了解いたしました。

ここで提案をさせていただきます。先ほど課長の質問によりますと、村内最大手の企業が工事現場で、基本的には1ヶ月もかからないような当初の工事期限を守れなかったと。他の業者さんは、半月もかからずに事業が終わってしまった。これは、役場職員数が、年度末の現場管理、この事務に対応できるだけの手間がない。そういうことが言えるかと思います。

そこで、年明けから年度末にかけての道路工事を伴うような、工事については、地区議員と区長に工事期間等の概要を事前に説明しておいて、着工に遅れがないか等の報告をもらい、やむを得ない事情等の発生に対応する時間を確保する方策をとってはいかがでしょうか。これについては、副村長にお願いいたします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは、ただいまの3番藤原議員の質問に対してお答えをいたします。議員のご指摘の通り、議員の皆様が地元の工事発注状況、区長さんもそうですけども、工事の発注状況を把握していただければ、工事が何かと効率よく、適正に進むと考えますので、課長会議等で検討し、対応させていただきます。以上答弁といたします

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。ありがとうございました。

これを議員、それから議員のところには、当然苦情等も参りますので、それから区長さんのところにも当然そういったような情報が入ってくると思います。これが実施されることを希望するものであります。

次に、村内企業育成について質問をいたします。前日の会社のホームページによりますと資本金は2160万円、グループの売上高は20億円。通告の言い回しではわかりにくいので少し変えさせていただきますと、この会社は村に本社を置く最大の企業。生坂村、唯一の中小企業です。つまりこの他の商工会の会員のほとんどは小規模企業者ということになると思います。

そこで確認しますが、村内企業育成のための内規があったように、私が職員であったときそのような記憶がありますが、現在も存在していますか。あるいはどのように対応していますか。ないのであれば、村内企業育成はどのようにしていますか。

それと、課長への質問で先送りしました法律上認められている少額の随意契約を小規模事業者になるべく多く発注するようにすべきではないかと、この2点について質問いたします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは、3番藤原議員の、村内企業の育成についてお答えをいたします。

村内の小規模事業者の内規についてですが、平成21年頃から内規がありました。藤原議員が総務課長をやっているときで、私が総務係長でしたのでよく覚えております。指名競争入札については、建築工事が概ね2000万未満の工事、また土木工事については概ね1500万未満の工事は村内に事業所および営業所を置く業者について、現在も長野県基準の資格経営審査事項評価点数に関わらず指名して、小規模事業者の育成に対応しております。

また建設業法に定めるため建築一式工事については、これ後の質問についてですけども、1500万円、またその他工事については上下水道関係については500万円以下の工事について同じく経営に関する客観的審査事項を受けなくても、村の指定工事店の資格があれば示して、小規模業者の育成を図っておるところでございます。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。現状等説明いただきました。もう1点課長にお願いをした回答の中で、先送りしてある質問がございましたよね。特に130万以下というのは法的に随意契約が認められております。これについて小規模事業者育成の観点からも、なるべく公平な発注ができるように、大きなところにまとめて発注するのではなくて小さなところにも発注するような検討をいただきたいと思います。副村長お願いします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) 答えいたします。

先ほどお答えしましたように500万以下の建設工事については、資格経営審査事項の評定に関わらず指名をしたりしております。それに、と同じことございまして今申し上げました130未満の工事等につきましても、これから小規模の業者の育成は必要と私も考えますので、生坂村の建設工事請負選定委員会等でまた検討させていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。前向きの答弁ありがとうございました。

次に私の方から1点提案をさせていただきたいと思います。冒頭の中小企業対策のうち、特に小規模事業者対策として、水道事業や建設事業では管理をする技術者はいなくても、実施をする技術者はいるという、そういう事業者がたくさんいると思います。管理技術者のいる事業者と実施する事業者のJVを認め、入札に参加させる方策をとれば下請け業者になるより、両者のプライドを刺激することになり、事業者の活性化にも繋がり、多くの村内事業者が村事業に参画できると考えますがいかがでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただいまの質問にお答えをいたします。

ここ数年来、村内の発注工事がかなり多くなってきております。河川の関係の工事とか、県営の中山間の工事とか、また橋梁の補修の工事とか、大変多くなってきております。今、藤原議員からご提案をいただいたようなことについては、この多い発注の工事についても、対象工事がうまく進んでいくのではないかなというふうに今感じましたので、この件についても検討させていただきたいと思います。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。ありがとうございました。以上で副村長への質問は終了として、次に村長にお伺いいたします。

村事業で推進しようとしているカーボンニュートラル。異常気象面から、これは私も賛成です。個別の面ではわからないことがありますので、質問をさせていただきます。

最初に太陽光発電についてですが、先日の村政懇談会では、村長は東電の生坂発電所の発電量を入れずに昭電昭津発電所と、平林建設の太陽光発電で生坂村の家庭で使用する電気料を大幅に上回ると。数字がメモが見つからないため数字についてはちょっとわかりませんが、発言されたと記憶しています。そこで、務台俊介、環境大臣が、以前ですが、環境大臣になる。環境副大臣になる前ですが、太陽光パネルはそのほとんどが中国製、山林を伐採してメガソーラーを設置、

地元にはメリットなく、どこにいるかわからない投資家の利殖の手段と化している。そんな評価が定着したように思われます。しかし、しかも耐用年数が経過した際には、その廃棄が適切に行われるのに、担保がない。これは衆議院の予算委員会第7分科会で令和2年2月25日に発言したと、これは雑誌ですけれども、雑誌の記事に載っておりまして。村長の友達の務台議員の発言で、私も疑問に思っていた部分がありますので、生坂村に設置された平林建設の太陽光発電は、地元生坂村にどのようなメリットがあるか伺います。

また、太陽光発電のパネルの廃棄の件もあります。道の駅の向いにある最初に設置したパネルは、税金の耐用年数17年が近づいているものと思われます。民間会社の設置したものでありますが、税金対策の面からも、更新の可能性があり、村内に設置されたものでもありますから、廃棄リサイクル計画等ご存知でしたら、回答をお願いします。以上お願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

太陽光発電について村内に設置された平林建設の太陽光発電は地元生坂村にどのようなメリットがあるかということですが、初めに今までの経緯としまして、一般質問で、太陽光発電施設につきましては村内の景観に影響があることと、災害を誘発する可能性があるというご意見をいただきまして、平成30年6月に生坂村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と貴重な自然環境および美しい景観、並びに良好な生活環境の保全および形成との調和を図るために、必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としまして、生坂村における再生可能エネルギー発電設備設置事業と環境等との調和に関する条例を制定し設置できる要件を定めているところでございます。現在のメリットといたしまして現状といえますか、太陽光の設置による固定資産税として令和4年度に令和3年度については、固定資産税、令和4年度ですね、固定資産税が134万5000円となっております。建設年度の翌年からほぼ同額が納付されているところでございます。また、法人税事業交付金として、昨年度179万6000円を交付されておりますが、これらの設置会社の売電収入に関するものが一部入っているところでございます。また、国の2050年カーボンニュートラルの目標達成に向けては、地域で排出される二酸化炭素が地域内で生成される自然エネルギーの供給循環により還元することを目指しているところでございます。村が申請を検討しております環境省の脱炭素先行地域づくり事業におきましても、その地域内の電力消費に伴う二酸化炭素が再生可能エネルギーの供給で実質ゼロとすることが要件となっております。現在村の自然エネルギーでは、東京電力および昭和電工の水力発電や平林建設の太陽光発電が地域から生成される供給エネルギーとして認められており昭和電工は自社で発電した電力を使用しているため、対象となる可能性は低いですが、東京電力の水力発電や平林建設の太陽光発電につきましては、電力販売会社を介してその電力を地域に循環する仕組みを構築ができれば、地域で電力消費に伴う二酸化炭素を上回る仕組みが構築ができ、村として、目指す目標を達成できることがメリットと考えているところでございます。

次に太陽光発電施設のリサイクルについてでございますが、平成30年に環境省から、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインが示されております。本ガイドラインの目的、位置づけにつきましては、再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出削減、エネルギーセキュリティ、新規産業・雇用創出、震災復興等の観点から注目をされており、平成24年7月から開始しました再生可能エネルギーの全量買取制度により導入が大幅に進んでいるところでございます。太陽光発電設備につきましては、これまで導入をされた発電設備が既に使用済みとなって排出され始めており、その排出量は過去のカーブに沿って、加速度的に増加することが想定をされ、再生可能エネルギーの大量導入を支える処理、リユース、リサイクル、埋立処理の体制構築

が求められているところでございます。環境省では、太陽光発電設備をはじめとします使用済再生可能エネルギー設備の解体・撤去・収集・運搬、処分の一連の工程に関するモデル事業、排出見込み量の推計、資源価値、リサイクル技術の評価等を実施しまして、平成25年度から、有識者や関係事業者等で構成をされる検討会において、これらの現状分析を踏まえて、使用済み再生可能エネルギー設備の処理の推進に関する今後の方向性について検討を行いまして、平成26年度にその結果を取りまとめて、リサイクルを含む適正処理の推進に向けたロードマップを策定しているとのことでございます。その後、平成29年2月には、中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会におきまして、太陽電池モジュールにつきましては、鉛等の有害物質を含有する可能性があることから、安定型5品目から除外をし、原則として管理型最終処分場で埋め立て処分するべきであると指摘をされております。さらに同年9月には総務省より損壊パネルに対する対応の周知徹底、有害物質情報を容易に確認・入手できるような措置、排出事業者から産業廃棄物処理業者への有害物質情報の提供義務の明確化、適切な埋め立て方法の明示について勧告を受けているところでございます。そのため、再び有識者からなるガイドライン検討会を設け、ガイドラインの見直しに向けた検討を行い、今般、第2版として策定、公表をされたものでございます。

なお、第2版の内容は平成30年末時点のものであるため、将来的に関係法令の改正や技術革新によって、太陽光発電設備のリサイクル等を取りまく状況が変化する可能性があることを留意が必要ということでございます。

また太陽光発電設備は、太陽電池モジュールや架台、変圧器など、様々な設備、機器から構成をされておりますが、本ガイドラインにおいては、有害物質の含有等の観点を考慮する必要がある太陽電池モジュールの取り扱いを中心に記述をしてあるとのことでございます。本ガイドラインが広く周知をされることによりまして、太陽光発電設備のリユース、リサイクル等の推進を通じて、循環型社会の形成に寄与することはもとより、太陽光発電設備の普及による低炭素社会の実現に資することが期待をされますと、いうことで約100ページにわたり、太陽光発電設備の所有者、解体撤去業者、使用済み対応電池モジュールの処理、リユース、災害時における使用済み太陽光発電設備の取り扱い等が、示されているところでございます。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

太陽光発電の生坂村へのメリットは、村税等の金銭と国の推進するカーボンニュートラルの両面あるとの回答をいただきました。法人税交付金納付があるということは、務台議員の利殖という言葉が、メガソーラー事業者だけでなく、村内事業者にも当てはまるということで、だと思えます。しかし、回答には村の条例にも挙げてあります、森林伐採による不利益があるということも考えていただきたい。私事になりますが昨年5月に上生坂 上の原の巨峰農地への南からの強風により、3件の雨よけ農ポリに被害が出ました。異常気象が大きいところであるわけですが、その設置場所の木が大きくなって風が和らいできた喜んでいたら残念ですが、自然災害と諦めたところでございます。農業共済は木の本体に異常を受けた場合は対象になりますが、施設への損害は対象にならないというもので果樹共済に入っておりましたが、対象になりませんでした。また民間会社の経営に関する事で、回答はもらえませんでした。これは仕方がないこととございますが、村長の回答にあります、環境省のガイドラインこれは通告するにあたり私も繰り返し読みました。答弁にあるとおり100ページもありますし、内容も専門的な部分もありました。

しかし生坂村でも小中学校、それからやまなみ荘のパネル交換時の参考になりますので、しっかり把握する必要があります。務台議員の発言は令和2年ということで当然このガイドラインは

踏まえていたものと、解釈しております。週刊ポストの今年6月3日号に、太陽光パネルの2030年問題、大量廃棄時代に備える。リサイクルとリユースの現場、という記事があります。20年か30年で耐用期間を終える太陽光パネルは、2030年以降に大量廃棄が発生、現在廃棄パネルの処理はほぼ全てが埋め立てだがこのまま再資源化が進まなければ、埋め立て処分が処分場が逼迫すると、予測される、これが太陽光パネルの2030年問題だとあります。

ガイドラインの5ページには、答弁にある管理型最終処分場で埋立処理が出てまいります。生坂村にはない施設です。穂高広域でも10年以上前の焼却灰処理の訴訟が続いています。

9ページにはパワーコンディショナーが出てきます。これは、太陽光発電システムに必須の装置で、耐用年数は普通の電気製品と同じで、10年から15年と言われております。これに不都合が発生すると、交流電源として使用できないため、自家使用も売電も不可能になります。

19ページには一般廃棄物として、市町村の分別に従うものもあると、書かれてあります。

20ページには2030年代には年間50から80万tが排出され、プラス、災害、不都合で一定割合が寿命より早く排出されると想定されていると。

29ページには、所有者が適正な処理費用を計上することが記載されている。

49ページにはフレームなど簡単なリサイクルは、可能な部分もあるが、カバーガラスと電池セルが一体となったラミネートは、リサイクルが難しい。

63ページにはこれを熱分解処理で剥離するプロトタイプの装置の画像が載っております。これは、先行販売分の3台の売却先が既に決定したと、先ほど言いました週刊誌に載っております。他のリサイクルプロジェクトも載っております。

65ページには、リユース、リサイクルが望ましいが、金属、ガラス、コンクリート、陶器、プラスチック類の混合物の埋め立ても想定されております。

そして93ページには答弁にもある、有害物質の溶出試験の結果が載っております。

98、99ページには、平成25年度の住宅用使用済み太陽光発電設備の解体撤去費の平均、建物解体業者による場合は、8.9万円、施工業者による場合は18.9万円。廃棄費用、わかっているもので6.6万円とあります。住宅用の費用なので、村所有のパネルの処理費は大幅に増大するものと考えられます。

最後に欧州のリサイクル、埋立処分の事例も紹介しております。ドイツでは、回収ポイントからの輸送費、リサイクル費用を対応電池モジュールメーカー等が負担し、フランスでは、日本の電気製品のリサイクルと同じように、リサイクル、埋立処分等の費用の一部を、新製品の購入者に負荷しているとありました。そこで務台議員の言われる、担保がない。管理型最終処分場の問題、リサイクル技術が確定していない。そして、再エネ賦課金、標準世帯で年間1万円を超える消費者の負担があります。ちなみに我が家では、今年2月の1ヶ月の賦課金が4,925円でした。年間にすると大変な額になります。

ところが外国人の設置したメガソーラーでも定額の買い取り価格で利益が発生する制度となっている。フランスでは、リサイクル等の処理費用を設置者に負担させている。日本では利益を保障し、負担はさせないという現実がある。こういうことだとこういうことを務台議員は言われているのではないかと思います。村長はどのようにお考えでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番 藤原議員の質問にお答えをいたします。

務台環境副大臣が言われた、担保がないそのとおりかと思えます。全国で再エネ賦課金も皆さんお支払いをされて、再生可能エネルギーを皆さんで賄っている部分もございます。当村も小中学校は、ちょうど藤原議員が教育長のときにご提案をいただきまして、太陽光発電設置をいたしま

して、各教室にエアコンを設置でき、本当に子供たちが勉強等に頑張っている今状況でございますし、やまなみ荘は経済産業省の補助金をいただいて設置をしまして電気料もまかなって助かっているところでございますが今後本当に大量な廃棄が出てくる可能性もございますし、国としてしっかり対応していただかなければいけませんし、村としても藤原議員おっしゃるとおり、いろいろと対応を今後検討していかなければならないと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) やまなみ荘の関係で住民課長にも一言質問をしたいわけですが、だいぶ時間が迫っておりますので、最後に、ガイドラインに記載のある一般廃棄物となる場合、こんなことも考えておかなきゃいけない、村の負担が、村長の回答によるメリットを超えることがないよう、また、オフグリッドハウスで太陽光発電を使用するような場合、将来、廃棄物処理を今から考えておく必要がある。埋立処理ではマイクロプラスチックの二の舞となる恐れがあります。今から先ほどの答弁にもありましたように、検討をお願いして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長(太田譲君) ここで、換気のため、休憩を挟みたいと思います。再開は11時5分とします。

休憩	午前	10時55分
----	----	--------

再開	午前	11時05分
----	----	--------

○議長(太田譲君) 再開します。次に、1番望月一将議員。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) 1番望月一将です通告に基づき一般質問を行います。

今回は、今後の生坂村少子高齢化、人口減少対策を主題に、一般質問を行います。

2040年までに国内の自治体の半数が消滅する、大学教授や企業経営者からなる民間組織日本創生会議の人口減少問題検討分科会での見解です。これは人口減少と少子高齢化、それに伴う産業の低迷、独自財源の消失という負のサイクルが原因であるということは、村民の方々も含め自明のことであると思います。先の村政懇談会においても、村民の方からこの問題に対して心配する声が上がっており、村長も対応策に頭を悩まされていると発言されていきました。当村でも様々な対策を講じて、この課題に当たっておられますが、劇的に人口が2倍、3倍になるとは、なり得ないと私は考えます。

昨年6月の一般質問において、私はICTの利活用について、村長に今後の村としての意向を伺いました。ICTの利活用が、今後の村作りにとって重要な課題の一つであり、産官学の連携を模索して、いち早く最新技術を取り入れていくように提言をさせていただきましたが、財政面等のハードルが高いとのお答えをいただいております。それから1年の間、私なりに改めて本件について勉強をしてきました。今回は、各種のハードルを乗り越えられる手段を一つお持ちしました

ので、こちらを一般質問の核とさせていただきます。私の最終的な提案の前に、当該課題について3点質問をさせていただきます。

まず1点目、現在行っている少子高齢化、人口減少への対策によって得られた成果と今後の展望をいかにお考えか、村長にお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、1番望月一将議員のご質問にお答えをいたします。

現在行っている少子高齢化、人口減少への対策の成果と今後の展望についてということでございますが、全国的に少子高齢化と過疎化が進み、人口減少期に入っている状況下でございます。平成27年に作成しました人口ビジョンに基づき、生坂村第6次総合計画の人口目標値は令和2年が1,744人、令和6年1,673人で、平成11年は1,598人、となっており、今年度の6月1日の総人口は1,704人となっている状況でございます。すいません、これ平成11年じゃないですね、令和11年が1,598人となっておりまして、今年度の6月1日の総人口は1,704人という状況でございます。対策の成果としましては少子化対策として実施してきております。子育て支援事業として、保育園小中学校の給食費の無料化、出産祝い金、ワクチン接種助成等を各年度を実施をし、また拡充も行っておりまして、出生者数は、人口ビジョンを作成しました平成27年は8名でしたが、令和元年で15名、令和2年10名、令和3年11名と少しではございますが増加をしている状況であります。地域活性化対策等事業では、移住定住対策事業として、若者定住促進住宅の建設、移住定住および空き家対策事業、UIJターン就業創業移住支援事業等を行っておりまして、村内への転入者が平成28年38名、平成29年32名、平成30年36名、令和元年57名、令和2年66名、令和3年46名と増加傾向にあるところでございます。福祉の村作り事業では、高齢者の見守り、高齢者生活福祉センターの指定管理による運営、福祉輸送サービス、一般高齢者介護予防事業等を行っており、平成30年2月時点では、65歳以上の介護認定率が20.6%であったものが、現在は18.3%に改善をしているところでございます。

今後につきましても、このような重点事業を継続実施をしていきますとともに、少子高齢化、人口減少対策として、令和2年3月に策定しました第6次総合計画の将来像「確かな暮らしを明日につなぎ、明るく健やかに生きる村」に向かって、5項目の基本目標に基づく施策の柱となる事業を実施をしますとともに、子育て支援事業や移住定住促進事業等を行いまして、人口減少を少しでも抑制するように取り組むということで考えているところでございます。以上答弁いたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。

村の施策による出生数、転入者数の増加、介護認定率の改善があるとお答えいただきました。これに関しては、大きな成果であるとは私は考えます。ただ、増加数や改善率に関しては、これは先の村政懇談会において、村長が発言されていた人口減少少子高齢化は日本全体の課題であり、特定の自治体の人口を増やすことは難しい問題、といった言葉と同様に、十分な状況とまでには至っていないように感じます。では、次の質問に移ります。

ふるさと納税による自主財源確保の状況と今後の展望を、総務課長にお伺いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 1番望月議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税などによる自主財源確保についてのご質問でございます。ふるさと納税は、医療や教育等の様々な住民サービスを地方で受けて育った地方出身者が進学や就職を機に、生活の場を都会に移し、現に居住する地で納税を行うことになり、地方で育った方からの税収を、都会の自治体だけが得ることになるため、寄付先納税先を、納税者自らが選択できるようにし、各自治体が国民に返礼品となる地場産品、取り組みをアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけ、地方自治体間の競争が、進むことで、選ばれるにふさわしい地域のあり方を考えるきっかけとなるよう、総務省が設けた制度で、平成20年5月から制度がスタートしたと承知をしております。本村におきましては、平成20年度から取り組みを始め、令和2年度までに、2億4800万円余りの納税寄付をいただいております、そのうち、令和2年度中だけでも1億3000万円を超え、さらに決算認定前ではございますが、令和3年度も1億1000万円を超える納税寄付をいただいております。ちなみに令和4年度の一般会計での村の税収当初予算額は、1億5800万円余りであり、ふるさと納税額は、その6割強に当たるという額になります。ふるさと納税制度では、返礼品代、返礼品の送付費用、それから納税の収納代行費用など必要経費の合計額の割合の上限額が寄付金額の50%以内と決められております。本村でも、必要経費をその50%以内とし、ふるさと納税業務を行っておりますが、ここ数年は納税額が増えており、必要経費も多額となっていることから、ふるさと納税収入見込み額の50%を、その年の必要経費に充て、残りを基金へ積み立て、後の年度において基金を取り崩して自主財源としており、本年度、令和4年度の予算では、6000万円を活用することとしております。基金積立額は、令和3年度末見込み額は1億4000万円余りで、今後も1億数千万円の基金を維持し、自主財源として有効に活用していくと考えているところでございます。

ふるさと納税の今後の展望につきましては、返礼品につきましては、村内の農家、関係団体、企業等の事業者にご協力をいただかなければなりません、限られた村内資源の中で、返礼品を確保するとともに、寄付者の開拓という点では、生坂村のふるさと納税の情報を閲覧いただけるポータルサイトを増やしたいと考えており、特に高額寄付をされる方が多く利用しているサイトの導入利用ということも検討をしております。また、新たな事業など目的が明確なものについては、ふるさと納税のサイトを利用したクラウドファンディングや企業との連携により、企業版ふるさと納税なども、村の財源を確保するという観点では、有効な手段となりなりうるものと考えております。以上でございます。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。ご回答いただきましたとおり平成20年度からのふるさと納税に関しては、貴重な自主財源として当村の重要な事業であることは理解できます。農業をはじめとした村内商工業の発展の面からも、これまでの行政の取り組みは素晴らしいですし、今後もさらなる財源確保に向けて継続をお願いしたいと思います。

では次の質問に移ります。

デジタル田園都市構想、デジタル田園都市国家構想交付金をどのように捉えているか、村長にお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番望月一将議員の質問にお答えをいたします。

デジタル田園都市国家構想交付金をどのように捉えているかということでございますが、デジタル田園都市国家構想交付金の目的は、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指すデジタル田園都市国家構想を推進するため、内閣府地方創生推進室が所管する事業として実施をしているところでございます。交付金の交付対象者は、都道府県、市町村または一部事務組合もしくは広域連合となっており、交付金については、地方創生テレワークタイプは整備する施設の収容可能人数が20人未満で3000万円、20人から50人未満が4500万円、50人以上が9000万円でございます。補助率は事業内容により、2分の1から4分の3となっております。交付対象事業は、サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて行う事業とされております。具体例でいいますと、サテライトオフィス整備、サテライトオフィス等開設支援事業、サテライトオフィス等活用促進事業、サテライトオフィス等を利用する区域の企業進出を支援する事業、進出企業の定着、地域活性化支援事業等であります。

また、デジタル実装タイプの交付金は、タイプ1が交付上限は1億円で、補助率が2分の1、タイプ2が交付上限2億円で、補助率2分の1、タイプ3は6億円で、補助率3分の2となっており、活用例としましては、観光型スマホアプリの観光振興、センサーを利用した鳥獣対策、母子健康手帳アプリによる子育て支援、相乗りマッチングシステムによる地域の足の確保、遠隔双方向ライブ事業による教育機会の充実、自動走行トラクター、ドローンによる農薬散布などでありまして、デジタル化を活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて事業を行う地方公共団体に対しまして、その事業の立ち上げに必要なハードおよびソフト経費を支援する事業となっております。当村でのこの事業の実施につきましては、現在実施しております簡易水道事業の関係、また、やまなみ荘の改築事業についても進めておりまして、今後の事業展開を考慮し、研究をしたいと考えております。以上答弁いたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。先ほど村長答弁いただきましたように、最後の方で簡易水道事業、やまなみ荘改築事業といった現在進行中の大きな事業があるため、新しい交付金の申請に関しては、さらなる研究が必要という趣旨のご回答をいただいたかと思います。こちらに関してはデジタル田園都市構想で、デジタル田園都市構想交付金をうまく絡めて実施していくという道もあるかと思います。また村長の答弁にありましたサテライトオフィス等の開設支援事業や、相乗りマッチングシステムによる地域の足の確保など、あと農業のスマート農業に向けての事業への支援ですね。そういったところも踏まえて、今村で課題として挙げられている事業をこの交付金で賄うことも可能かと私は考えるのですが、村長のお考えはいかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番望月議員の質問にお答えをいたします。

今年度、確かに簡易水道事業関係昨年度から大きな事業で、今年度も上生坂の第1配水池の築造を計画しておりまして、1億円以上でございます。またやまなみ荘の改築事業も農業漁村活性化プロジェクト支援交付金というような内容の支援金を考えておりますが、それとうまくマッチをしまして、その二つの大きな事業にこのデジタル田園都市国家構想交付金が活用できるようにございましたら絡めて実施ができると思いますので、検討させていただきたいと思います。以上答弁いたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) 答弁ありがとうございます。では、これまでお答えいただいた3点を踏まえて、今回の一般質問の核となる事項について、質問をさせていただきます。

NFT非代替性トークン発行によるデジタル村民自主財源確保について、いかに思われるかを村長にお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、1番望月一将議員の質問にお答えをいたします。NFT発行によるデジタル村民および自主財源確保についてということでございますが、事業事例として望月議員ご指摘の長岡市山古志地域の山古志住民会議が発行しますNFTは、錦鯉をシンボルにしたデジタルアートでございまして、山古志地域の電子住民票の意味合いを兼ねているものでございます。それは山古志地域の人口が増えることがないと考え、必要なのは定住人口にとらわれず、人口をシェアし、世界中から人材を集め、ローカルから世界に目を向けるということで考えたようでございます。そこで、デジタルアート文脈でNFTが過熱する昨今、錦鯉をデジタルアートで表現しつつ、より社会的な文脈を付加することで、NFTおよび地方創生において、新たな一歩を踏み出すことになると考えまして、当地域が発行するNFTをカラードカーブ錦鯉と名付けたそうでございます。このNFTはデジタルアート作品であり、山古志地域の電子住民票を兼ねておりまして、現在段階では、既存の住民票やマイナンバーとの接続はありませんが、山古志に共感をしてくださる仲間としての証しと考えているそうであります。世界中から、カラードカーブ錦鯉を購入した方々が、ブロックチェーン上に可視化されることで、グローバルなデジタル関係人口が生まれ、NFTの販売益をベースに、山古志地域に必要なプロジェクトや課題解決を独自財源で推し進めることが可能となるそうでございます。

例えば、山古志地域をフィールドに、世界中の子供や大人がアクセスできる教育プログラムを立ち上げ大小様々な地域課題を解決するためのファンドの設立、空き家や遊休施設を活用したスタートアップの誘致などへ積極的に投資を行っていくように計画しているようでございます。同時に山古志地域を存続させるためのアイデアや事業プランをリアルタイムでNFTホルダーであるデジタル住民専用のコミュニティチャット内で展開をし、メンバーから意見の集約、投票など、可能な限り、民主的な手法を取り入れた地域作りを目指し、取り組んでいると紹介をされております。他に、NFTの事例としましては、北海道余市町ではふるさと納税の返礼品にデジタル資産のアート作品を用いており、これは地元の名産品でありますワインをモチーフした54種類のイラストを用意し、1枚12万円で寄付を募り、目標額の600万円がほぼ集まったと、時事通信社の記事で紹介をされておりました。

当村でのNFT発行につきましては、山古志地区では、長岡市の同意を経て、地域住民の山古志住民会議が行っておりまして、長岡市が直接事業を実施していないわけでございます。この地方公共団体が直接NFTを発行することは、関係法令に抵触せず発行できるのかを、それについて調べ、できるとしましたら、当村の条例等の状況なども研究するとともに、NFT発行に際し、当村のどのような内容について実施をしていくか、研究が必要と考えているところでございます。また、ふるさと納税の返礼品として用いることにつきましては前例がありますので、村内の風景やブドウなどの特産品をデジタル資産のアートイラストとして、返礼品にできるかを検討したいと考えております。以上答弁といたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。村長の答弁の中にありました長岡市山古志地区の山古志住民会議へ私、お話に行っていました。詳細については事前に通告書とともに配布した資料がございますので、こちらをご覧くださいだと思います。山古志地区は、現在は、新潟県長岡市に合併しておりますが、合併前は人口800人。高齢化率55%の過疎村であり、当村の今後の状況に類似した点が数多く見られるかと思えます。NFT発行に関する事例内容は、先ほどの村長の答弁の中でご紹介いただきましたので、具体的なことは省きます。山古志地区のNFT発行によって、半年で900名のデジタル村民が生まれ、また収益も上がっているとのこと。昨年新設されたデジタル庁の長官が、山古志のNFTを購入したこともあり、政府の中でもその取り組みが注目され、実際に先ほど質問させていただいた、デジタル田園都市構想交付金が、長岡市の方に今年度採択されたようです。またその交付金の内容については、詳細はちょっとまだ私の方では把握できていませんが、事業規模も大きいようでございます。小さな地区の取り組みが政府を動かしたという事実を踏まえると、NFT発行による地域おこしは当村においても、ふるさと納税と合わせて、極めて重要な自主財源確保の事業になりうると私は考えます。

先ほど村長の答弁の中でおっしゃられておりましたように、整備の法的問題に関しても、NFTやブロックチェーンについては、国内ではまだしっかりと法整備はありませんが、政府の意向もデジタル化へ向いているため、確実にこれらを活用した自治体運営は、今後進められていくと考えます。また実際に、昨年の5月に石川県加賀市において、デジタル個人認証技術を用いてEレジテンシー、こちら電子市民という新しいカテゴリーを設けて、官民の様々なサービスの提供が始まっています。こういったことも踏まえて、もし当村でこういったNFT発行の事業ができると仮定して再質問をいたします。

当村発行のNFTをふるさと納税の返礼品とした場合に、既存のブドウ農家や、やまなみ荘等の返礼品との競争が起こってしまい、収益のどちらかが偏ってしまって、ふるさと納税全体の収益にも影響が出てくる可能性があります。そのような弊害を鑑みると、NFT発行事業は、山古志モデルを参考にしながら、ふるさと納税とは別に、独自事業として展開していく必要があると私は考えますが、いかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番望月議員の質問にお答えをいたします。

ふるさと納税の返礼品としては、私先ほど答弁したとおり、北海道余市町ではアート作品を用いて行っておりますが、当村としても今後検討をしていきたいと思っておりますが、現状のふるさと納税の返礼品と、影響があるようでしたら、そちらの方は難しい状況かと考えます。また山古志地区のNFT発行につきましては、関係法令抵触するかどうか、これから研究をしなければなりませんので、そちらの方も議員の方からもいろいろと教えていただきながら研究ができればと思いますので、そういう点で、ご理解をお願いしたいと思います。以上答弁といたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。事業化については研究が必要とのご答弁いただきました。仮に事業化できそうというところで、進んでいった場合の話ではありますが、もし村の事業として展開していく中で、関係法令や村条例の改正などのハードルにより、事業実施のための準備に時間を要するような場合、例えばですが、山古志地区のように村内にそういったNFT発

行に向けた準備を進めていく団体が現れた場合に、行政からの協力が得られるか否かをお伺いしたいと思います。この協力に関しては、例えば、団体が発行するNFTに生坂村の正式な公認が得られるのか、そういったものがいただけるのかどうかも含めてお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 1番望月議員の質問にお答えをいたします。

山古志地区で行われましたNFT発行事業でございますが、まだ関係法令、また村条例の状況をこれから研究するところでございまして、山古志地区の地域住民の山古志住民会議のような形で村内の団体の方が、もしその事業を行うようございまして、一緒に研究をし、協力できる部分は協力をさせていただきたいと思いますが、どういう団体になるのか、またどのような事業になるのかまだ現状ではわからない状況でございますので一緒に研究させていただければと思います。以上、答弁といたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。もしその団体等が設立された場合に、研究等を前向きに進めていただけるという趣旨と捉えさせていただきます。前回、私がこちらの住民会議に視察に行ったときに、資金面や運営面や実際に住まわれている村民の方々とデジタル村民がどういった形で関係を作っているのか等もいろいろ聞いてまいりました。資金面に関しても、山古志住民会議が最初にプロジェクトを始めた当初は、やはり委託事業費等で1000万円ほどかかったようなんですけども、今の技術であれば、100万円もかからないだろうというような回答もいただきました。NFTの何をもって発行するか等についても、いろんなアイデア等を出していけば、全くハードルが高くないというような答えでもありました。ですので、私の方もどうなるかわかりませんが、そういったことに興味があったり、それは村のためでもあるので、そんなところに還元していくような事業を起こしたい方がいれば、そういったところも団体としていけるのかどうか、行政の方と相談をさせていただきたいと考えています。

最後なんですけども、Web3.0っていうワードがこれから新聞やテレビでも出てくるかと思います。そこから立ち上がるブロックチェーン技術活用したNFTといった暗号資産は、今後必ず世界を席巻して社会の仕組みを変えていくいきます。当村のような小さな自治体であれば、NFT発行によってより実地的なデジタル住民票としての価値も担保できますし、NFTの流通もスムーズになり、持続的で、循環的なサイクルの構築が望めるかと思います。こちらの山古志住民会議の代表の方もおっしゃっていましたが、これまでの自治体合併の流れの中で、村として存続をしてきたことの価値は全国的に見ても計り知れない財産であるとおっしゃっていました。もし、村独自でこのNFTが発行できた場合は、おそらく全国で初の事業となるだろうとおっしゃっていました。過疎というものを否定的に捉えるのではなくて、唯一無二の価値として肯定的に考えていくこと、これは今後の村政運営にも、必ずプラスになると考えます。デジタル村民を増やして、行政がリアルな住民とのパイプ役となって、これまでにない村作りの発想は必ず生まれると思いますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。以上で、私の一般質問を、終わります。

○議長(太田譲君) ここで昼食のため休憩をとります。

再開は13時とします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 13時00分

○議長(太田譲君) 再開します。次に、7番平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 7番 平田勝章です。通告に基づき一般質問を行います。

今回は、所有者不在土地があった場合に、村税の損失する影響があるではないかと。2つ目が、所有者がわかっている土地でもその所有者が村外在住の場合の固定資産税の取得状況について。

また村外からの移住者が空き家を購入したときに、前所有者の農地や山林も一緒に購入できると言われて今いるんですが、その空き家の対策基準はどのようになっているか。という3点について、質問したいと思います。

初めに、全国では、農地や山林などの土地所有者がわからないなど実態が明らかになっております。これは親が亡くなった段階で、子に相続登記がなければいけないのですが、兄弟がいても、田舎の土地はなかなか相続登記がしてもらえず、相続放棄するなどの現象が見られるようです。そこで当村においても土地の所有者が不明になって、自主財源である貴重な固定資産税がもらえないことが考えられます。中でも、土地の所有者が村外で生活している場合には、徴収するのにも、電話連絡や手紙などでの連絡はスムーズにいつているのでしょうか。そこで、当村の実態について質問いたします。

初めに、所有者不明の件数および固定資産税として評価した場合の金額はどのぐらいになるのでしょうか。について質問いたします。なお面積が少ない場合は対象にならないということです。で、対象となる面積で報告をお願いしたいと思います。これで1回目の質問を終わります。

○住民課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(真島弘光君) それでは、7番 平田議員の質問にお答えいたします。

初めに議員もご存知かと思いますが、所有者不明土地について説明申し上げます。相続登記がなされないことなどにより、不動産登記簿により、所有者が直ちに判明しない土地、所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない土地を所有者不明土地と言います。この所有者不明土地となってしまう背景としては、相続登記の申請は、義務ではなく、申請しなくても不利益を被ることは少ない。都市部への人口移動や人口減少、高齢化の進展等により地方を中心に、土地の所有意識が希薄化、土地を利用したいというニーズの低下などがあります。また、問題点としては、所有者の探索に多大な時間等が必要となり、公共事業や復旧復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利用、利活用の阻害要因、土地が管理されず、放置され、隣接する土地への悪影響が発生するなど、様々な問題が発生しています。全国のうち、所有者不明土地が占める割合につきましては、九州本土の大きさに匹敵するとも言われております。今後、高齢化の進展による死亡者の増加により、ますます深刻化する恐れがあり、その解決は喫緊の課題とされております。それでは、ご質問にお答えいたします。

件数および固定資産税として、評価した場合の金額はどのぐらいになるかということでございますが、現在把握しています所有者不明土地所有者数は208名、全体の課税標準額は547万704円、税額にしますと7万6500円となります。なおこのうち1名の方につきましては、固定資産税課税対象者となっております。また他の方々につきましては、山林や原野など、評価額の低い地目であり、固定資産税免税点未満の課税標準額が30万円未満の土地であり、固定資産税は課せられない土地となっております。

また、ご質問の中に面積はどのくらいかという質問がございましたが、およそ34万平方メートルというような現状でございます。以上答弁といたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 再質問したいと思います。

全国の所有者不明土地が占める割合は、九州本島の大きさに匹敵すると言われましたが、今後とも年々、少子高齢化は歯止めがかからず、所有者不明の土地はさらに拡大していくものと考えますし、また道路を開けるなどの事業についても、隣の土地の所有者がわからず、事業を中断するようなことも出てくることもあると思います。そこで所有者不明の土地農地だとか宅地だとか山林の解消対策について今後どのように進めていくかについて質問したいと思います。

○住民課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(真島弘光君) それでは、ご質問にお答えいたします。

今後の解消方法につきましてでございますが、国でも、この所有者不明土地の発生の予防と利用の円滑化の両面から関係法令等の総合的な見直しが行われております。不動産登記制度の見直しでは、相続登記の申請の義務化を行うということで、令和6年4月1日から施行し、義務化することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしております。また相続登記の申請義務のルールとしては、相続によって不動産を取得した相続人はその所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないなどとされ、正当な理由がないのに、義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続土地国庫帰属制度の創出でございますが、この制度につきましては、令和5年4月27日施行し、制度内容としては、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認により、土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度でございます。このように所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わってくるようでございます。以上、答弁といたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。所有者不明土地がさらに増えていけば、村の貴重な財源である固定資産税がさらに減ってしまいます。そこで次の質問なんです、土地の所有者が村外だったり、また村外に住んでいて、固定資産税がもらえない件数などは、どのようになっているかについて質問したいと思います。

○住民課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(真島弘光君) ご質問にお答えいたします。

基本的に固定資産税がもらえない件数というのは想定してございませんけれども、昨年度につきましては、2件、6万2900円というような現状でございます。以上答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。再確認したいと思いますが、今のその固定資産税もらえないなどのそういう土地の所有者不明の土地なんですが、机上の中では事務的なこの処理の話だけなんですけども、実際その土地っていうのは、実際に管理されていなくてですね、その土地の状態というのは、遊休農地とかね荒廃地になっている可能性があるんですが、その辺のところは確認されているのでしょうか。

○住民課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長

○住民課長(真島弘光君) ご質問にお答えいたします。

遊休農地等につきましては、農業委員会の関係で確認等をしていただいているかとは思いますが、所有者不明土地につきましては、土地の確認については、現状何らかの方策等で確認しているということはありません。以上、答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 振興課長ちょっとお聞きしたいんですが、今住民課長の答弁で基本的には農業委員会で把握したりということなんですが、振興課の方ではその辺のところは、おわかりになりますか。

荒廃地だったり、どこがどうなってるか、それから所有者がちゃんと明確になってるかその辺がもしおわかりになったら。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

農地の状況についてでございますが、毎年農業委員会によりまして、農地パトロール等を実施をしております。農業委員さんにそれぞれ、受け持ちの地域を巡回をしていただきまして、その農地について、農地の状況と、耕作放棄地の状況等について、調査をいただいております。その調査結果について農業委員会の方でまとめまして、所有者ですとか、その荒廃の状況ですとか、状況によって必要に応じては、所有者の方へ連絡を取って、ご連絡をして今後の意向等について回答いただくですとか、そういった対応をとっているところでございます。以上答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。次に村外在住の土地所有者がですね、確認できてる中で、固定資産税がもらえない場合のそういう処理方法についてはどのように事務処理をしているのかについて質問いたします。

○住民課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(真島弘光君) ご質問にお答えいたします。

もらえない場合の処理方法についてということでございますが、納税義務者につきましては、納税通知書を送付し、納付いただけない場合については、納付していただくよう、督促状等を送付しております。それでも納付いただけない場合につきましては、滞納整理機構などと相談しながら所在調査、財産調査、場合によっては財産の差し押さえをするといった手順になります。以上答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 先ほど言いましたけどその村の自主財源は、要するに固定資産税とかそういうものも含めて1割にもいかないのが今現状なんですけども、その中で少しでもねそういう財源を増やしていかなければいけない状況の中で、税金としての意味合いも理解して欲しいと思いますし、また村外在住のね、土地所有者の土地は、結構遊休農地となっているケースが多くなっています。また立木だとかですね、そういうものも非常にその周りの人たちの迷惑になっているのは今現状です。そこで質問なんですけど、村外在住の土地所有者が確認できている中で、固定資産税がもらえない場合の現状のね、農地、山林の管理はどのようになっているのかについて質問したいと思います。

○住民課長(真島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(真島弘光君) ご質問にお答えいたします。

村外在住の農地山林等の管理についてというご質問でございますけれども、管理につきましては、基本的に個人の財産ということでございますので、村で管理することはございません。以上、答弁いたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) ちょっと村長にですね、おききたいんですが、今住民課長からも説明がありました。それでですね村で管理することはないということなんですけども土地の状態、現状は農業委員会で把握されているというようなことですし、村としても把握していると思います。さらに、荒廃した農地はやがて木が生えてきますし、鳥獣被害の元にもなっております。地元の生活にも影響があります。村外在留者はときとして、あまり自分の土地やその中で立木などが繁茂しているわけなんですけども、そこに実際に住んでいる住民の皆さんに迷惑を及ぼしているっていうのが、なかなかわかっていないように今思います。でこのことはですね、個人でいろいろこう通知する、また連絡するというのが基本でしょうけども、でも実際にですね、行政からしてただかなければ最後はもう喧嘩にもなっているっていうのが今現状だと思います。国や県そして村でも今この対策に補助金を出されておりますし、このことを考えると、村としてももっと強い発信をしていきたいと思いますし、地域でカバーできれば良いのですが、現状は高齢で足腰が悪くなったり、頼るのが大好き隊とかシルバー人材センターにお願いするとかいうように、そのくらいしか考えられなくなりつつあります。

そこで今のこの現状とですねさらに、この状態がさらに深刻になっていると思います。その中で村長としてのこれからの見解をお聞きしたいと思います。また、罰則とかね、そういうようなものも考えられないでしょうかということをお願いしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。それでは、7番平田議員の質問にお答えをいたします。

不在地主は当村でも大変問題となっております。我々の地域にも不在地主の農地もございますし、山林もございます。そういうものをどのように管理をしていただくか、基本は所有者が管理をしていただくことが当然でございますが、なかなか地元に帰って来れない所有者もおいでになったり、我々は農地水、今は多面的機能そちらの方で保全をしている農地もございます。できれば、地域の皆さんでそのような保全活動を力を合わせてやっていただく、また親戚等も近くにございましたらその方から所有者に声掛けをしていただく、また、いくさか大好き隊員であったりシルバーに村外の所有者が頼む場合は、シルバーに頼んでる方もおいでになります。いろいろな事例がございますので、行政からある程度は働きかけをしなければいけない点もございます。そういう点、いろいろと加味しながら、検討していきたいと思います。以上答弁といたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 私なども決してその口だけで言うだけじゃなくて、実際に近所の人に声をかけたりして、立ち木を切ったり、なるべくその今暑い時期ではなくてね、体の寒い冬の方がまだ仕事は楽なものですからその辺で今やっていますが、なかなかその村外の所有者でも、その理解のある人といない人がいるものですから、なかなか難しいのが現実にあります。これでもうちよっといったらどうなるんだろうっていう、迷惑になるのが、その地元に住んでる人の迷惑だけなものですからね。やはりこれ多分これからも生坂村だけではなくて、多分県だったり国やまたそういうまたそういう法令のこともまたこれからも取り上げられて国会を通じて取り上げられていくんじゃないかなというふうなことも思っております。

次の質問ですけれども、生坂村では村外からの移住者は、空き家を利用購入した場合に、空き家の所有者となっている農地や山林も購入できる話を聞きました。国交省は平成26年4月に公表した国のグランドデザイン2050では山間地域の人口減少に歯止めをかけるために、取り組みとして人口1,000人に対して1%10人を戦略的に読み込む1%戦略が紹介されていますし、また中でも農地付きの空き家の手引きも発行されております。また、農林水産省からの農地法第3条の下限面積要件についても記載されておりますけれども、ちょっと本人としてはですね、あまりその明確なことはわかりませんでした。そこで質問なんですけれども、村外からの移住者は空き家を購入したとき、前所有者の農地や山林も一緒に購入できると聞きました。村の空き家対策基準はどのようなになっているのでしょうかについて質問します。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 7番平田議員の、ご質問にお答えをいたします。村の空き家対策基準についてのお尋ねでございます。

まず空き家の定義でございますけれども、空き家の定義につきまして、空き家の種類と定義でありますけれども、空き家はですね法律ですね。空き家等対策の推進に関する特別措置法の第2条第1項に規定された空き家というものが定義がされております。空き住居、空き店舗等を含む空き

家等が対策とされております。第2条第1項では、建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がされていないことが常態であるもの、およびその敷地をいうと、ただし、国または地方公共団体が所有し、又は管理するものを除くということで、空き家は定義がされております。空き家の基準としましてはそういったことですが、あの対策の基準ということになりますと、そういった空き家に対してできるだけ、所有者の方に村といたしましては連絡を取った上で、その活用方法ですとか、そういったことについてお伺いし、空き家バンク登録を進めたりですとかね、それからご自分で利用される意思がある場合には適正に管理をしていただきたいと、そういったことを所有者さんにお伝えをしていくということで現在まで空き家対策については取り組みを行ってきたというところでございます。

○7番(平田勝章君) ここでは、過去3年間のそれもよろしいです。

○総務課長(藤澤正司君) はい。それでは農地や山林を含む売買件数についてのお尋ねであります。

村では農地法施行規則の改正における特例措置適用により、不在地主空き家対象所有者を対象に権利移動のできる下限面積を10アールから1アールとを設定して設定し、農地の取得をしやすくしていただいております。売却を希望する空き家バンクの情報登録では、農地付空き家としてほとんどの物件が登録をされております。山林も同様であります。過去3年間の売買実績は令和元年度で4件、令和2年度で6件、令和3年度で1件で、全て農地山林を含む空き家物件での売買というそういう実績となっております。以上でございます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。再質問したいと思いますが、一つはですね、いわゆる農地付きの土地でもってですね、実際に売られたときに、逆に農地でも山林でもそれも一緒に買うということに対して、困ると言われたことはあるんでしょうか。それが一つ。それは最終的にはまた固定資産税も発生しますよね。

二つ目なんですけど、今11件契約された中で、空き家にはそれぞれの家族は、全部11件そのものは、実際になんていうかな、全部家族が住まわれて、実際に住まわれているんでしょうか。1年の中で何日だけとかじゃなくて、もう年中住んでおられるのか、その2点についてちょっとお答えを願いたい。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えをいたします。

まず1点目の、農地や山林付きで困ると言われた例があるかというお尋ねでございますが、現在村外、県外から移住されてこられる皆さんはどちらかというと、農地で農業をやりたいという方が多くいらっしゃいます。そういったことで、私が前任で空き家バンクのことをやっていたときには、1、2例そういったお話もあったかと思うんですが、実際にはその方は、空き家の方の取得はされてなかったと思うんですが、現状では先ほど申し上げましたとおり、農地の利用したいという方の方が多いというのが現状でございます。

それから実際に居住しているかどうかということでございますが、空き家バンクを利用して空き家を取得されるその要件として、村内に実際に住んでいただくということが原則にありますので、こちらの方に皆さん住んでいただく。改修のために若干、こちらに転入する時期が遅れる方

はいらっしゃいますが、実際に住んでいただくということが原則でありまして、皆さん住んでいただけるとしております。以上です。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。次にですね実際に農地付きの空き家を購入するにはですね、一般的には司法書士などの専門家に依頼して、相当なお金を払っているわけなんですけども、役場が仲立ちの代行し、する場合に、その手数料というのは、安くできるのか、あるいはその現状というのは、書類の手続きの方法などはどのようになっているかについて、ちょっと総務課長にお聞きしたいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 所有権の移転手続きについてのお尋ねでございます。

空き家バンク利用者の所有権の移転手続きにつきましては売り手と買い手同士での話し合いによりまして、登記等の必要な手続きを行っていただいております。その中で議員が言われるとおり、司法書士に依頼して手続きを代行により行っているものもあると承知をしております。不動産の移動等の手続きは不動産登記法や司法書士法において規定されており、登記手続きは無報酬であるならば、第三者が行うこともできるのかもしれませんが、登記申請は本人が行うことが原則であり、司法書士は、他人の依頼を受け報酬を得て登記の手続きを行うことができるということにされております。裏を返せば、司法書士でない者が同じようなことを行くと、法に抵触するということとなります。

また村内の空き地に関しては、令和3年度に村の全域調査を行い、234件の空き家を確認をいたしました。これらの所有者を対象とした郵送によるアンケート調査では、空き家バンクに登録しない理由として、今後使用予定があるということが一番多く挙げられております。手続きの費用負担というものが、空き家バンク登録の妨げ、あるいは売買の妨げの要因となっているかということにつきましては、実際に所有者のご意見を伺えなければなりませんが、今後検証ができるようであれば、検証をしていきたいと考えております。以上です。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。再質問をしたと思います。

今の言われた司法書士だとかそういうことについては、自分でも理解してるものと思います。個人でやる場合は、必要な書類も全部取りをして、それをさらに自分で書き込んで、司法書士なりをお願いしなきゃいけないわけなんですけども、空き家バンクの場合は、村の今とところでやっているんですけども、要はですね不動産登記は手続きは本人でやるのが基本なんです。そして報酬を支払って司法書士に依頼するのが一般的なんですけども、いわゆる役場でですね、その書類そのものも、もう司法書士に渡すだけになってるその段階まで空き家バンクなもんですから、その辺まで役場でちゃんとお膳立てをしているのかどうかについてだけちょっと確認したいと思います。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えいたしますが、登記に関わります書類一式を村の方で用意するというのはなかなか難しいかと思えます。あの登記に必要な登記簿の村で持ってますいろんな書類ですね、公図の関係だとか、そういったものはできる限り用意をさせていただいたり、そういったことはしておりますが、書類の整備というものが、ご本人なり司法書士さんが行っていただいているということで、村がそういった手続きを行えるのは嘱託登記がございますが、嘱託登記につきましては、現に村が所有する、村が関与する、そういった土地でなければ嘱託登記ができないこととなっておりますので、個人対個人のものについては村がそこまで関与することができないということが現状であります。以上でございます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。表立ってはそうかとは思いますが、初めて村に来られて、いろいろ書類を作成するにもある程度知識があれば、それでも我々にそうでもないんですけども、初めての人で実際に書類、購入するだけにいろいろの不安もあったり、ましてや書類の手続きでなかなか指導がなければなかなか書類もまとまるのも難しいかと思えますけども、その辺のこれかなんていうんですかね入ってくる人は、そういうようなことも何か期待はしているように思います。次の質問したいと思えます。

移住者がですね、空き家に住み始め、農業を楽しみながら、また林業を楽しみながら、第2の人生を送ることは夢であって楽しいかもしれませんが、実際に農具や農業機械がない状態からスタートしなきゃなりません。現に周りの人からもうどうするんだろうという話も聞こえてきます。農地が再び荒廃地になる可能性も十分考えられます。その辺として村としての考えをお聞きしたいと思います。総務課長、お願いします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 農地、再び荒廃化してしまうんじゃないかとそれに対する対策はということでございますが、移住者が農業を行う場合の農機具の相談がある場合に関しては、生坂村農業公社で行っていただいております農業機械の貸し出し制度の活用をご案内をしております。また同様に、機械の貸し出し制度は、JA松本ハイランド、川手営農センターも生坂村を対象区域としておりますので、農業公社での貸し出しが重なる場合や、公社にない機械を希望される場合は、営農センターを通じて利用することができます。

また、生計を立てるための農業経営で、新規就農者であれば、認定農業者として関係資金や経営状況に応じた農業関係の設備補助等の支援も想定されるものと考えられます。移住された方に応じて、農地や山林の取得規模や農業を行おうとする経営内容等が個別に異なっておりますので、まずは移住する際の相談窓口であります村づくり推進室また、いくさか大好き隊員の移住支援業務隊員を通じて相談内容に応じた役所内あるいは関係機関への確に繋ぎ、取得された農地が有効に活用していただけるよう取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。ちょっと聞きたいんですが今の空き家バンク制度で村で広報なりホームページで流しているんですが、途中空き家バンク、広報で広報なりホームページで流す前に決まっちゃう可能性ってのはあるんですか。一旦は、公表しなきゃいけない。あの空き家制度ってのはそういう、その辺のところの制度そのものはどうなんでしょう。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えいたします。

空き家バンクの登録は当然していただいた上で公表がされていきます。そういったところで公表と同時に、とかねいろいろもうお待ちになっているお客様とか希望されるお客様もいらっしゃると思いますので、登録と同時に公表と同時に、そういった方にご案内をしているというケースはございます。以上でございます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) ありがとうございます。最後に先ほどのいろいろ説明をお聞きしていますと、移住者に優しく、親切な説明をされておりますので、移住者の皆さんも安心して相談に乗っていただけたと思います。また農業機械は購入するにはお金がかかりますし、また使い方によっては怪我の元になります。仕様によっては十分な説明が必要ですし、また移住者の皆さんも近所の方と仲良くなりながらいろいろなことを教わればと思います。そういう点では今後期待したいと思います。この空き家対策制度が今後も順調にいくことを期待しております。

また空き家の使われ方もですね、中には空き家バンクを通してじゃないかもしれませんが、年に1～2回の別荘代わりに使っている方もありますので、村としては、できればそういうのはね、避けたいと思う。避けなければいけないと思います。また日々そこに家族と一緒に生活し、近所の皆さんと和やかに生活できることが期待したいと思います。行政もそうですがそこに住む住民の皆さんも手助けが必要ですので、このことを願い、また一緒に集落を守っていきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長(太田譲君) 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(太田譲君) 本日の日程は全て終了しました。次の本会議は、明日15日水曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。本日はこれにて散会します。

なお、このあと議会運営委員会を開催しますので、委員の皆さんは第3会議室にお集まりください。開会は14時から行います。起立。礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 13時56分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 4 年 6 月 15 日

議 長 下 田 穠

署名議員 平 田 勝 章

署名議員 菅 沼 弘 通

令和4年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

9日目（6月21日）

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・追加議案提出、採決
- ・議事日程の追加
 - 議案第34号 生坂村固定資産評価審査委員会の選任について
 - 議案第35号 生坂村教育委員会の任命について
 - 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
 - 発議第3号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出について
 - 発議第4号 降雹被害救済措置等の意見書の提出について
- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会の宣告

・委員長報告	5 P
・質疑、討論、採決	8 P
・追加議案提出、採決	11 P
・継続審査の申出	16 P
・村長あいさつ	16 P
・閉会の宣言	17 P

令和4年第2回 生坂村議会定例会

令和4年6月21日 午前10時 再開

議 事 日 程

【 9 日 目 】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
3		追加議案提出・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

追 加 議 事 日 程

【 9 日 目 一 追 1 】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第 3 4 号	生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について	
2	議案第 3 5 号	生坂村教育委員会委員の任命について	
3	発 議 第 2 号	義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について	
4	発 議 第 3 号	国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出について	
5	発 議 第 4 号	降雹被害救済措置等の意見書の提出について	
		質疑・討論・採決	
6		議員派遣の件	

出席議員（8名）

1番 望 月 一 将 君
3番 藤 原 良 司 君
5番 太 田 譲 君
7番 平 田 勝 章 君

2番 藤 澤 幸 恵 君
4番 望 月 典 子 君
6番 宇 引 文 威 君
8番 吉 澤 弘 迪 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤 澤 泰 彦 君
副 村 長 牛 越 宏 通 君
教 育 長 上 條 貴 春 君
総 務 課 長 藤 澤 正 司 君

振 興 課 長 中 山 茂 也 君
住 民 課 長 真 島 弘 光 君
健康福祉課長 松 沢 昌 志 君
教 育 次 長 山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 藤 澤 保 君

書 記 坂 爪 浩 之 君

開議午前10時00分

○議長(太田譲君) 起立。礼。着席してください。

◎開議の宣告

○議長(太田譲君) これより、令和4年第2回 生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田譲君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、クールビズのため、暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等 感染症予防のため、マスクの着用と、適宜に休憩を取り、換気を行いたいと思いますのでご協力をお願いします。なお、発言者は、飛散防止対策としてアクリル板を設置してある場所においては、マスクを外して発言することを許可します。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(太田譲君) 本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田譲君) 日程1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、望月一将議員、2番、藤澤議員を指名します。

◎委員長報告

○議長(太田譲君) 日程2、この13日に各常任委員会に付託した議案第29号から議案第33号までの事件案1件、条例案1件、補正予算案3件、請願4第1号、陳情4第1号から第4号のあわせて5件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田譲君) はじめに、総務建経常任委員長望月一将議員。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○1番(望月一将君) 総務建経常任委員会審査報告をいたします。生坂村議会議長太田譲殿 総務建経常任委員長望月一将。総務建経常任委員会は6月13日、本議会において、事件案1件、予算案3件について付託された議案審査を6月15日午前10時から、役場第3会議室にて、出席委員、望月、地引、吉澤、太田、行政から、村長、副村長、総務課長、総務係長、財政係長、村づくり推進室長、振興課長、建設係長、産業係長の出席で開催いたしました。

総務課関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決まりましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第29号「村道路線の認定について」、この議案は、新たに村道東679号線を、村道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求められたものです。採決の結果、全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は、山清路遊歩道の開始時期はいつかと問いに議決後に県の手続きが始まるため、遊歩道としての利用可能な時期は明確にはわかりかねるが、開始時期がわかり次第、村内外への周知を図っていくとの回答でした。

続きまして、議案第31号、「令和4年度生坂村一般会計補正予算（第1号）」この補正予算案は、規定額に1億1618万2000円を追加して、総額を23億2818万2000円とする補正予算です。主な内容は、歳入で、地方交付税1405万1000円。国庫支出金3486万2000円。県支出金964万8000円。諸収入1258万1000円、地方債4440万円を増額し、歳出では、各課において、人事異動等による人件費の補正を行い、総務費1878万8000円。農林水産業費1107万8000円。商工費2046万8000円。土木費4712万2000円を増額する内容となっております。総務課、振興課関係について、採決の結果、原案のとおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

総務課関係について、主な質疑は、雲根地区の創造の森プロジェクトに関連したワークショップの費用が出ているが、プロジェクト全体の予算案とスケジュール案を議会に提示してもらいたいとの問いに、本議会最終日までに予算スケジュール案を含めたプロジェクトの概要を提示するとの回答でした。

次に、現在開校中のいくさか未来スクールに関して、元々の趣旨とずれがあるように思われるがとの問いに、いくさか未来スクールに関しては、今までと違ったアプローチを行っていくため、トライアンドエラーを重ねながら、良い事業にしていこうように努力していく。今後も継続して、他のアプローチも踏まえて、検討していくとの回答でした。

次に、大原団地内の1棟分のリノベーション事業に関して、改修後の用途はとの問いに、今回の改修は元気づくり支援金を活用して生坂リノベーション塾、を主体に行う予定。改修後は主に移住者の住宅として活用をしていくとの回答でした。

振興課関係について、主な質疑は、中山間地域総合整備事業実施計画に関して、下生坂地区の事業整備が遅れており、近隣住民が困惑しているがとの問いに、国、県の対応が遅れており、事業開始時期が村にも示されていない状況。協議して、農繁期を避けた改正時期が確定され次第、近隣住民に周知を図っていくとの回答でした。

次に、元気づくり支援金で、購入予定の竹粉碎機の大きさは、また村民への貸し出しは可能かとの問いに、購入予定の竹粉碎機は約1tのものを購入予定。現在村で保有している粉碎機に比べ、大型であり、取り扱いや管理が難しくなるため、貸し出しに関しては危険性を考慮して慎重に検討していくとの回答でした。

次に議案第32号「令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）」この予算案は、規定額に55万2000円を追加して、総額を3555万2000円とする補正予算です。主な内容は、歳入では、他会計繰入金55万2000円増額し、歳出では、運行費を55万2000円増額するものです。採決の結果全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑は、今回の修繕内容は、老朽化のため、今後修繕費がかさんでくることが予想される、以前より検討しているEVバスの導入の進捗状況はとの問いに、修繕費については、タイヤハウスの錆がひどく、板金のため必要な経費、との回答でした。

EVバス導入については、現在取り組んでいる脱炭素先行地域づくり事業の補助金の中で導入できるかを検討していくとの回答でした。

議案第33号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第1）」、この予算案は、規定額に1731万1000円を追加して、総額を1億8461万1000円とする補正予算です。主な内容は、歳入では、村債1710万円を増額し、歳出では、1726万4000円を増額するものです。特に意見はなく、採決の結果、全員賛成、可かとすべきと決定しました。

続きまして陳情について、陳情4、第2号、国民の祝日、「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情。この陳情は、現在、7月の第3月曜日とされている国民の祝日、海の日を制定趣旨等に鑑み、当初の7月20日に固定化することを求める意見書を、当議会より内閣総理大臣宛に提出を求める陳情です。特に意見はなく、採決の結果全員賛成、可とすべきと、採択すべきとし意見書を提出することに決定いたしました。

陳情4、第3号「沖縄を捨て石にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」について、この陳情は、

- 1、沖縄を捨て石にした差別的な安全保障政策をやめること
- 2、辺野古新基地建設を断念すること
- 3、普天間基地は本土に引き取り、日本全体で問題解決すること

1、2、3以上を喫緊の課題とした意見書を、国および国会に提出することを求める陳情です。協議の結果、陳情内容の趣旨については理解できるが、一地方議会で議論すべき内容ではないとの理由から、継続審議とすべきと決定しました。

陳情4、第4号「降雹被害救済措置等の意見書を村に提出する要望」について、この陳情は、本年5月25日の降雹により被害を受けた農家への救済措置について、の要望であります。今回の降雹により、生坂村の特産品であるブドウを中心に、多大なる被害を受けた農家に対しての救済措置を求める要望を受け、協議をした結果、村内農家への救済措置についての要望書を村に提出することに決定いたしました。以上、総務建経常任委員会の報告といたします。

○議長（太田譲君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長（太田譲君） なければ、次に社会文教常任委員長、藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） 委員長報告をいたします。生坂村議会議長、太田譲殿、社会文教常任委員長藤澤幸恵。6月13日の本会議において、社会文教常任委員会に付託された案件について、この17日午前10時から委員4名が出席し、委員会を開催いたしました。村長、副村長に出席をいただき、傍聴者に議員4名、説明者には、住民課長、健康福祉課長、教育長、教育次長、保育園長、関係係長、他3名で詳細に説明を受け、審議を行いました。慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決まりましたので報告いたします。

議案第30号「生坂村税条例等の一部を改正する条例案」この条例案は、関係条例の改正により、村条例を改正するもので、特に意見はなく、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第31号「令和4年度生坂村一般会計補正予算第1号」こちらは全ての課において全員賛成、可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、住民課関係では、就労センターの駐車場陥没の原因はとの質問に、原因はわからないが、予算を先に取って原因究明と修繕を行いたいとの回答。

太陽光発電の保守点検をするようになっているが、規定がないため行われていない。設置して10年が経過しているので、特にパワコンの点検をした方が良いのでは。また、先日の雹害で大丈

夫だと思うが、点検をしてもらいたいとの意見にパワコンについては、業者とも相談している。パネルは、点検を検討するとの回答。

教育委員会関係では、保育園の大型遊具はいつ入るのか、また、設置予定時期は、との質問に、この28日にプロポーザルを行い、業者の選定に入る予定で、秋の運動会前に設置予定との回答。

遊び小屋の完成はいつかとの質問に、現在打ち合わせ中との回答。

遊び小屋の主要用途はとの質問に、未満児が遊べる小さな小屋をイメージ。こびとハウスをイメージしてもらいたいとの回答。

植樹の種類は、との質問に安全を確認して選定し、村樹の柏をはじめ、5種類を考えている。木の大切さを伝える紙芝居なども含めた事業化をすることを予定しているとの回答。

中学の柏の木に、虫が発生した。植樹した木の管理は気をつけてやってもらいたいとの意見が出されました。

給食センターの非常食の賞味期限が近づいたらどうするとの質問に期限が切れる前に、防災の日などに合わせ、給食などで消費を予定しているとの回答。

アレルギー反応が強い児童生徒がいるが、非常食が全員必要なときに摂取することが可能か確認はできているかとの質問に、確認していないので確認するとの回答。

健康福祉課関係では、4回目のワクチンの種類はとの質問にモデルナを使用。持病持ちの方はファイザーを使用するとの回答。

次に、請願4-1「義務教育費国庫負担制度の堅持拡充を求める請願」について。子供たちが等しく教育を受ける権利を保障するため、市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、国庫負担率を3分の1から2分の1に再び戻すようにという趣旨に賛同し、全員一致で意見書を提出すると決定しました。

陳情4-1、「女性トイレの維持およびその安心安全の確保についての陳情」については、事業所における大原則である、男性用と女性用に区別して設けることを、今後ともこれを崩さず、また女性トイレすべからず維持し、また、女性の安心安全という権利法益を守るべく、処方策をとるよう国に申し入れたいという趣旨で、全員一致で趣旨採択と決定しました。以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（太田譲君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

◎討 論

○議長（太田譲君） なければ、次に討論に入ります。

ただいま委員長報告のありました議案第29号から議案第33号までの事件案1件、条例案1件、補正予算案3件、請願4、第1号、陳情4、第1号から第4号の合わせて5件を一括して反対討論のある方の発言を許します。

○議長（太田譲君） 反対討論はありませんか。

○議長（太田譲君） 反対討論はないようですので賛成討論を省略し、討論を終わります。

◎採 決

○議長(太田譲君) これより採決に入ります。

初めに、議案第29号「村道路線の認定について」を採決します。議案第29号を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第30号「生坂村税条例等の一部を改正する条例案」を採決します。議案第30号を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第31号「令和4年度生坂村一般会計補正予算(第1号)」を採決します。議案第31号を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第31号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第32号「令和4年度生坂村営バス特別会計補正予算(第1号)」を採決します。議案第32号を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第32号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第33号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第1号)」を採決します。議案第33号を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、請願4第1号「義務教育費国庫負担金制度の堅持・拡充を求める請願」を採決します。請願4第1号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、請願4第1号は、委員長の報告のとおり決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、陳情4第1号「女性トイレの維持及びその安心安全の確保について陳情」を採決します。陳情4第1号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。

よって、陳情4第1号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、陳情4第2号「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見の提出を求める陳情」を採決します。

陳情4第2号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、陳情4、2号は、委員長の報告のとおり決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、陳情4第3号「沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」を採決します。陳情4第3号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、陳情4第3号は、委員長の報告のとおり決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、陳情4第4号「降雹被害救済措置等の意見書を村に提出する要望について」を採決します。

○議長（太田譲君） 陳情4第4号を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、陳情4第4号は委員長の報告のとおり決定しました。

○議長（太田譲君） これについて暫時休憩をし、全員協議会を開催します。開催は10時半とします。

暫時休憩 午前10時 24分

再 開 午前10時40分

◎議事日程の追加

○議長（太田譲君） 再開します。お諮りします。お手元に配付してある日程のほかに、本日、理事者より追加提案されております。

議案第34号 「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議案第35号 「生坂村教育委員会委員の任命について」

議員より提出されております

発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」

発議第3号「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出について」

発議第4号「降雹被害救済措置等の決議案の提出について」の合わせて5議案と「議員派遣の件」を追加したいと思います。ご異議ありませんか。

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。よって5議案と、「議員派遣の件」を日程に追加します。ここで、追加日程を事務局より配付させますので、しばらくお待ちください。

◎追加議案の提案理由の説明

○議長（太田譲君） ここで、理事者より追加議案提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、追加議案のご審議をよろしく願いを申し上げます。

議案の説明につきましては、議案第34号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」この人事案件は、生坂村固定資産評価審査委員会委員の赤羽勲夫氏が任期満了になるため、新たに山崎智吉氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間であります。

議案第35号「生坂村教育委員会委員の任命について」、この人事案件は、教育委員会委員の瀧澤早苗氏が任期満了になるため、引き続き瀧澤早苗氏を任命したいので、地方教育行政の組織および運営に関する法、第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであり、任期は令和4年7月1日から令和8年6月30日までの4年間であります。

以上の議案でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長（太田譲君） 提案理由の説明が終わりました。

◎追加日程1・議案第34号～追加日程2・議案第35号

○議長（太田譲君） お諮りします。

追加日程1、議案第34号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」

追加日程2、議案第35号「生坂村教育委員会委員の任命について」

の人事案件2件を、一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議長（太田譲君） 「異議なし」と認め、追加日程1、議案第34号、追加日程2、議案第35号の2件を一括議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長

○議長（太田譲君） 総務課長

○議長（藤澤正司君） それでは議案の朗読説明を申し上げます。議案第34号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」下記の者を生坂村固定資産評価審査委員会委員に選任したいから。地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 生坂村3161番地7

氏名 山崎 智吉

生年月日 昭和22年8月26日生まれ

本日提出 村長名でございます。

次、議案第35号「生坂村教育委員会委員の任命について」、下記の者を生坂村教育委員会の委員に任命したいから。地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 生坂村5907番地

氏名 瀧澤 早苗

生年月日、昭和33年2月27日生まれ

本日提出 村長名でございます。

以上2件につきまして、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（太田譲君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎採 決

○議長（太田譲君） この2議案は、それぞれ人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決に入ります。

最初に、議案第34号「生坂村、固定資産評価審査委員会委員の選任について」を、原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって議案第34号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第35号「生坂村教育委員会委員の任命について」を、原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、議案第35号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎追加日程3・発議第2号

○議長（太田譲君） 追加日程3、発議第2号

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」を議題にしたいと思います。

○議長（太田譲君） 提出議員の朗読説明を求めます。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） 発議第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・拡充を求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙のとおり意見書を提出する。令和4年6月21日提出。提出者、生坂村議会議員、藤澤幸恵、賛成者、望月典子、藤原良司、平田勝章。

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書」長野県では、1月27日からまん延防止等重点措置が適用され、3月6日に終了となりました。小学校の新規陽性者数は依然として高い。分散登校を実施した学校では集団感染が抑えられている、などと分析され、児童生徒や家族に1人でも症状がある場合は登校させないでください、などの対策が示されています。感染症の拡大は、家庭の経済状況等にも大きな影響があります。新年度になっても、学校現場では、学びの保障や心のケア、感染症対策などの不断の努力を続けています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により、人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。よって、国会および政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2023年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月21日

衆議院議長 細田博之、参議院議長 山東昭子、内閣総理大臣 岸田文雄、財務大臣 鈴木俊一、文部科学大臣 末松信介、総務大臣 金子恭之 様
長野県東筑摩郡生坂村議会議員 太田 譲

以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程4・発議第3号、追加日程5・発議4号

○議長（太田譲君） お諮りします。追加日程4、発議第3号「国民の祝日、「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出について」

追加日程5、発議第4号「降雹被害救済措置等の決議案の提出について」の2件を一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、追加日程4、発議第3号と追加日程5、発議第4号の、2件を一括議題とします。

○議長（太田譲君） 提出議員の朗読説明を求めます。

○1番（望月一将君 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○1番（望月一将君 発議第3号「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出について」地方自治法第99条の規定により、国に対し、別紙の通り意見書を提出する。

令和4年6月21日提出

提出者 生坂村議会議員望月一将

賛成者 字引文威、太田譲、吉澤弘迪

「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化を求める意見書」

国民の祝日「海の日」は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として、平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降、いわゆるハッピーマンデー化により、7月の第3月曜日となっております。我が国の海との歴史的、文化的、経済、社会的な関わり、並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いをはせる機会とするためにも、海の日を当初の7月20日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月21日

内閣総理大臣 岸田文雄様

長野県東筑摩郡生坂村議会議長太田譲

続きまして、発議第4号

「降雹被害措置等に関する決議案の提出について」村に対し、別紙の通り要請書を提出する。

令和4年6月21日提出

提出者生坂村議会議員 望月一将

賛成者、字引文威、太田譲、吉澤弘迪

「降雹被害救済措置等の要請書」令和4年5月25日水曜日の夕方に降った雹により、村内の農作物が、被害を受けました。特に、村の特産でもあるブドウをはじめ、果樹、野菜等が被害を受け、令和4年の収益に影響を及ぼす恐れがあります。ここで農業従事者が今後も意欲と希望を持って生坂村で農業を続けるため、下記の事項について要望します。

記

1、生坂村内で被害を受けた農業者の被害救済措置をすること

令和4年6月21日

生坂村長 藤澤泰彦殿

生坂村議会議長 太田譲

以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長（太田譲君） 質疑、討論に入ります。

追加日程3、発議第2号、追加日程4、発議第3号、追加日程5、発議第4号について質疑、討論のある方の発言を許します。

○議長（太田譲君） はい。討論はありませんか。反対討論は無いようですので、賛成討論は省略し、討論を終わります。

◎採 決

○議長（太田譲君） これより、採決に入ります。

追加日程3、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、追加日程4、発議第3号「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出について」を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、追加日程5、発議第4号「降雹被害救済措置等の決議案の提出について」を、原案のとおり決定することに賛成の方の、挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、発議第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程 6・議員派遣の件

○議長（太田譲君） 次に、追加日程 6、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付してあるとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出

○議長（太田譲君） 次に、日程 4「閉会中の継続審査および調査の申し出」についてを議題とします。

○議長（太田譲君） お手元に配付してあるとおり、それぞれの委員長から、「閉会中の継続審査、および調査の申し出」がありました。会議規則第74条の規定により、これを許可したいと思います。ご異議ありませんか。

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、議会運営委員長 平田議員、総務建経常任委員長 望月一将議員、社会文教常任委員長 藤澤議員から申し出のありました、閉会中の継続審査及び、調査を許可することに決定しました。

◎村長挨拶

○議長（太田譲君） 以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。これで、本日の会議を閉じます。ここで、村長の挨拶を求めます

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和 4 年第 2 回生坂村議会 6 月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。13日から 9 日間の会期の 6 月定例会でございましたが、提出しました議案を原案のとおりご採択いただき、誠にありがとうございました。

さて、今定例会も多岐にわたる案件に対しまして、議員各位より一般質問、常任委員会でご提言、ご指導を頂戴いたしました。それらに対しまして、答弁させていただいた内容に沿って、それぞれの部署や役場全体で対応してまいりたいと考えております。議員各位もお持ちだと思いますが、マイナンバーカードの健康保険証利用や、公金受け取り口座の登録に対して付与しますポイントの申し込み受付が今月30日から始まります。当村のマイナカードの交付率は37.3%。全国1,741市町村中で1,211番目であり、今月 1 日時点の国全体の交付率約45%よりかなり下回っている状況でございます。

金子総務大臣は、各自治体のマイナカードの普及状況などを、来年度からの普通交付税算定に反映することを検討すると言われており、当村は早急に、村民の皆さんに今まで以上に取得要請を行い、交付率のアップに努めていかなければならないと考えております。議員各位も当村のご

家族、ご親戚、友人、知人、皆さんに、マイナカードの取得の働きかけをお願いをする次第でございます。

今年度も来週から赤とんぼフェスティバル実行委員区長合同会議、生坂敬老の日実行委員会をお願いし、新型コロナウイルス感染防止対策を講じての開催か、縮小しての開催か、または3年連続中止かなどを各位に協議していただき、方向性を決めていきたいと考えております。

生坂村絆づくり支援金は、当初予算で200万円をお認めいただき、今月30日が申請の締め切りとなっております。担当に聞きましたところ、現時点で4件ほど問い合わせが来ている状況であります。まだ予算に余裕がございますので、村民の皆さんと行政が一緒になって、協働の地域作りによる村の活性化を推進させていただくとともに、議員各位からも、各地区の活性化の取り組みを進めるためにご指導いただきますようお願いをいたします。申請につきましては地区担当職員がお手伝いをさせていただきますので、多くの申請を期待するところでございます。

地域発元気づくり支援金を活用しての事業は、今年度中に事業を完了しなければなりません。が、今定例会で関係予算をお認めをいただきましたので、新型コロナウイルス感染状況を考慮しながら、それぞれの事業に取り掛かることになりました。

そして今年度も両支援金を活用しまして、それぞれに共同事業を行っていただきますので実施される皆さんが協力をし合って、元気を出して活動していただいて、村内外に小さくても、活力のある生坂村を発信していただければとお願いをする次第でございます。

それでは、村民の皆さんの英知を結集して生坂村の未来に明るい希望や夢が広がるために、議員各位にも生坂村第6次総合計画、生坂村づくり計画を念頭に置いていただき、建設的なご意見ご提言を頂戴しながら、検討協議をお願いし、村民の皆さんとの協働による村づくりの継続により、村政運営を進めてまいり所存でございます。議員各位にも引き続きご健勝にてご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（太田譲君） 本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただくことに対し深く感謝申し上げます。以上をもちまして、令和4年第2回生坂村議会定例会を閉会とします。なお、この後、全員協議会を再開します。時間は11時15分から第3会議室で行ないますので、お集まりください。

○議長（太田譲君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時06分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 4 年 6 月 24 日

議 長

大 田 譲

署名議員

望 月 一 将

署名議員

藤 澤 幸 恵